

# 第1章

# 中国

透明性、統一的行政、司法審査	15
(1) 透明性	15
(2) 統一的行政	16
(3) 司法審査	17
輸出制限措置	17
(1) 輸出税を賦課する措置	17
(2) 原材料に対する輸出制限措置	17
(3) 輸出管理法	18
貿易権（貿易に関する許可制度）	20
関税	20
関税構造	20
アンチ・ダンピング（AD）措置	21
(1) 日本製塩化ビニリデン（PVDC ポリマー）に対する AD 措置	21
(2) 日本製アクリロニトリルブタジエンゴム（NBR）に対する AD 措置	21
(3) 日本製オルトジクロロベンゼンに対する AD 措置	22
(4) 日本製ステンレス鋼に対する AD 措置	22
(5) 日本製立形マシニングセンタに対する AD 調査	23
(6) 日本製ポリフェニレンスルフィド（PPS）に対する AD 措置	23
補助金	24
(1) アルミ補助金	24
(2) 輸出増殖税還付率変動	25
(3) 造船補助金	25
貿易関連投資措置	25
(1) 新エネルギー自動車関連の投資規制	26
(2) 自動車産業投資管理規定	27
(3) 外商投資参入ネガティブリスト	29
基準・認証制度	31
(1) 中国情報セキュリティ規制	31
(2) 中国サイバーセキュリティ法	32
(3) 化粧品規制	32
サービス貿易	35
(1) 流通	35
(2) 建設、建築・エンジニアリング	35

(3) 電気通信	35
(4) 金融	37
(5) 中国サイバーセキュリティ法	40
<b>知的財産</b>	<b>41</b>
(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	42
(2) 冒認出願問題	43
(3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制	44
<b>政府調達</b>	<b>46</b>

## 透明性、統一的行政、司法審査

### [加盟に伴う約束]

中国は、措置の内容の合理性、客観性、公平性の確保を規定した GATT 第 10 条及び GATS 第 6 条等の規定に基づく義務を負うことになるとともに、加盟議定書等において、① WTO 協定が中国の関税地域全体に適用されること、②中央政府のみならず地方政府においても WTO 上の義務を遵守すること、③モノ・サービスの貿易、TRIPS 又は外国為替管理に係る法令や措置を統一的、公平かつ合理的に適用・運用すること、④かかる法令や措置のうち、公表され、かつ他の WTO 加盟国が容易に入手可能なもののみが実施されること、⑤貿易に影響を及ぼすすべての行政行為について、行政府から独立した司法機関による審査の対象とすること等を具体的に約束した。また、⑥貿易関連制度の不統一な適用があった場合についての苦情申立てメカニズム、透明性確保のための公式定期刊物の発行・照会所の設置等も約束している。

### [実施状況・問題点]

#### (1) 透明性

##### <実施状況>

中国では、従来公表されない法令も多く、公表されているものについても、特に地方レベルの規則は入手が困難なことがあった。また、公布から施行までの期間が短く、企業が新しい制度に対応する準備の時間が十分にとれないことも多かった。

近年では、官報やインターネットを通じた法令公表の積極化、商務部世界貿易組織通報諮詢局（世界貿易機関通報照会局）の設置、法令公布前に意見聴取期間の設定及び公聴会開催を認める条例の発布等、透明性向上に向けた努力を払っており、一定の改善が見られるが、未だに公表されていない法令や指導文書の存在が指摘される例もあるほか、公布された法令の中身が抽象的で、規制内容に不透明性が存在する例も見受けられる。

また、WTO 協定上求められている補助金の通報が不十分であるという指摘も WTO 補助金委員会等にな

されており、こうした点も透明性が不徹底である一例である（詳細については、補助金の項目参照）。

情報公開に関する法律・法規の面では、2008 年 5 月に「政府情報公開条例（国务院）」が実施され、同条例によると、行政機関の組織設置、職能、事務プロセス等を含め一定の情報を公報や政府ウェブサイトなど公衆に周知しやすい形で公開すべきと規定しており、一部の中央官庁や地方政府（省、市）が予算情報や政策情報を公開するようになった。

政府情報公開条例の施行後、政府情報公開の推進についての基本的な政策方針は主要政策文書において示されている。2011 年 6 月 8 日に出された「政務公開の深化及び政務サービスの強化に関する意見」では、政府情報公開条例の実施強化、行政機関の内部事項の公開などが要請されている。2014 年 10 月 23 日に共産党第 18 期中央委員会第 4 回会議において採択された「法に基づく国家統治の全面的推進に係る若干の重大問題に関する決定」では、政務公開の推進が明記され、「公開を常とし、非公開を例外とする」ことが掲げられた。また、2016 年 2 月 17 日に中共中央弁公庁と国务院弁公庁から公布された「政務公開工作の全面推進に関する意見」においては、政務情報公開のネガティブリスト策定が定められ、リスト外の事項については公開を原則とする旨明記された。同年 11 月 10 日公布の「国务院弁公庁の「政務公開工作の全面推進に関する意見」実施細則の通知」では、行政に関する決定、執行、管理、サービス、結果の 5 項目について情報公開を進めるよう明記され、社会世論の関心事項に積極的に対応することや、政府情報を公開するプラットフォームを構築していくことが要請された。

また、国务院弁公庁は、2016 年 7 月 30 日付けで、「国务院弁公庁の政務公開工作におけるより良い政務世論対応に関する通知」を公布した。この背景には、2016 年 2 月 17 日に李克強総理が「現代政府は、タイムリーに人民の期待と関心に応えるべきである」との発言をしたこと、またインターネットや新たなメディアの成長に伴い、世論に関する事件が多発しており、政務公開と政務の世論対応を強化すべきとの考えがある。同通知では、政策措置に対し誤解が存在する、又は民衆の利益に直結し影響が甚大である社会世論について、対応を強化するよう各地方政府や政府各部門に要請しており、重大な突発的事

件については 24 時間以内に回答や声明を出すよう定めている。

2019 年 4 月 3 日、政府情報公開条例が改正され、同年 5 月 15 日から施行された。改正条例は全 6 章 56 か条から成り、公開範囲の拡大、公開の主体と責任の明確化、手続きの詳細化を始めとして、旧条例より規定内容が大幅に拡充された。改正後の章構成は、第 1 章：総則（第 1～9 条）、第 2 章：公開の主体及び範囲（第 10～18 条）、第 3 章：自主的公開（第 19～26 条）、第 4 章：開示請求による公開（第 27～45 条）、第 5 章：監督及び保障（第 46～53 条）、第 6 章：附則（第 54～56 条）となっている。主な改正内容としては、公開を常態とする原則の明文化（第 5 条）、自主的公開の範囲拡大（第 19～21、26 条）、情報公開の義務を負う主体の明確化（第 10 条）、開示請求による公開の手続きに関する規定の詳細化（第 33 条他）等が挙げられる。

国務院は近年、毎年「政府情報公開工作要点の通知」を各省、自治区、直轄市、国務院各部委委員、各直属機構に配布し、その徹底を指導している。

2020 年 6 月の当該通知では、政務情報の公開の強化等が求められている。例えば、市場主体に対し、市場監督管理規則及び基準を全面的に公開することにより、市場監督管理の公正性を確保すること、各部門の窓口のサービスを強化し、市場主体に対し、更なる正確かつ便利な政策コンサルティングを提供すること、政務サービスの透明度及び便宜性を高めること等が、内容として含まれている。

また、国務院は 2016 年以降、政務公開の状況を対外的に発信する専用サイト「政務公開在行动」を開設しており、特設ページにて、政務公開に関する施策を時系列に公開している。

司法機関における最近の取組については、最高人民法院が 2018 年 11 月に「司法公開の一層の深化に関する最高人民法院の意見」を発表し、裁判に関する情報を速やかに公開すること、公開を原則とし、非公開を例外とすること、メディアによる世論監督を積極的に受け入れることなどが定められた。また、2019 年 2 月 27 日に同法院から発表された「中国法院の司法改革（2013-2018）」によれば、2013 年以降、インターネット上での情報公開が進んでおり、既に「中国裁判文書ネット（裁判文書約 9195 万件を掲載）」、「中国法廷審理公開ネット（法廷審理

のライブ中継映像約 696 万件を公開）」、「中国審判フロー情報公開ネット（裁判経過に関する情報をこれまでに 15 億件公開）」、「中国執行情報公開ネット（強制執行の対象者約 627 万人を公表）」、「全国企業破産再生案件情報ネット（破産、強制清算案件約 7 万件を公表）」などのウェブサイトを通じて情報公開が行われている。

### <国際ルール上の問題点>

上記の政府情報公開条例実施後には、2019 年の改正を始めとしてそれなりの進展があるものの、実施細則等含め未だに公開に当たっての行政体制が整っていないこと、土地開発使用状況など公衆が強い関心を持っている情報はあまり公開していないこと、また一部の地方都市において、国家機密に該当するあるいは申請された情報が存在しないといった理由で十分に公開が進んでいないなど、透明性が不十分とも言える。また、パブリックコメントが実施されたとしても、意見聴取期間についてはほとんどが 30 日程度に設定されており、比較的短いことが指摘される。これらが WTO 協定の所管事項に関わるものである場合は、措置の客観性・公平性の確保を規定した GATT 第 10 条又は GATS 第 6 条、また、透明性確保を規定した加盟議定書第 2 条及び日中韓投資協定第 10 条（透明性）に違反する可能性がある。

## （2）統一的行政

### <実施状況>

外資企業が事業を行うにあたっては、中央、省、地方レベルの部・委員会や政府において、互いに矛盾のない法令が整備されることが必要である。また、互いに矛盾のない法令や条例であっても、裁量的な適用や不統一な解釈が、複数の地域で事業展開を実施する外資企業にとっての障壁となっている。

近年、中国では、税関、税務、金融などの重要分野や、中央政府と地方政府の利益が対立しやすい分野において「垂直管理」改革を実施し、各レベルの行政不統一による行政の非効率がある程度改善され、また、中央政府と一部の地方政府が行政機関の簡素化・合併を行っている。

しかし、中央と地方の関係において、垂直管理はほとんど進まず、逆に食品薬品に関する垂直管理制度は

省レベル以下では撤廃され、中央政府が食品薬品監督管理において地方政府の責任を強化したいと表明するなどの動きも見られる。また、中央政府内でも未だに統一的な行政が行われていない例も見られる。

### <国際ルール上の問題点>

上記のように中央政府と地方政府との間で不統一な解釈・運用がみられるが、これは中央政府・地方政府間での法令・措置の統一的な適用・運用を規定した加盟議定書第2条(A)第2項に違反する可能性がある。

## (3) 司法審査

### <実施状況>

司法審査については、行政決定が司法審査の対象となることを明記する規定が一部法令に設けられ（「アンチ・ダンピング条例」、「専利法」等）、通商に関わる紛争を仲介する裁判所として中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）が設置された。また、2007年には行政再議申請人の既得利益を保護すること等を規定した「行政再議法实施条例」が公布・施行され、2008年には最高人民法院より行政訴訟案件の管轄、訴訟撤回問題について詳細に規定した司法解釈も出されるなど、制度整備面では改善が見られ、近年行政訴訟案件は増大している。他方、中国の司法判断の中立性・的確性や、司法又は仲裁法廷が下した判決・裁定の着実な執行については、加盟作業部会においても加盟国側から強い懸念が示されていた。また、例えば、中国の「行政訴訟法」（1990年）を実施する中で、地方法院が各種理由で受理すべき行政案件を拒否する現象が多い。この問題に対処するために、2014年中華人民共和国主席令（第15号）で、「全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国行政訴訟法」改訂に関する決定」が中国第12期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で2014年11月1日に通過し、2015年5月1日から施行されている。これは、行政訴訟法が1990年10月1日に施行されて以来初の改訂である。これまでの行政訴訟は、立件・審査・執行とも難しく、訴訟で解決すべき問題が往々として投書・陳情の方法で訴える「法より投書・陳情」という現象が見られていたが、これらの問題に対し2015年の改訂では、訴訟ハードルの引き下げや受理

範囲の拡大、受理妨害の排除、審査基準の厳格化、応訴職責の強化が盛り込まれている。2017年6月に、行政訴訟法がさらに改正され、行政機関が法律に基づいて職務を遂行しない場合、人民検察院は、法律に基づいて人民法院に訴訟を提起する旨の条項が増設されている。

### <国際ルール上の問題点>

上記のように、裁判所が行政訴訟案件の受理を不当に拒否した場合には、行政機関の決定を司法機関に訴える機会を保障した加盟議定書第3条(D)第2項に違反する可能性がある。

## 輸出制限措置

### (1) 輸出税を賦課する措置

中国は、2006年11月1日に輸出税暫定税率調整表を施行し、その後輸出税品目や輸出税率を度々変更している。

しかし、中国は、WTO加盟議定書第11条第2項において、附属書6（輸出税禁止に対する例外リスト）に掲げられた産品（フェロマンガン、フェロクロム、粗鋼及び電解精製用陽極銅、銅・アルミのくず等13品目）に課税する場合又はGATT第8条の規定に適合して課税される場合を除き、輸出品に課税する税及び課徴金をすべて廃止するとしている。そのため、これらの例外産品以外に課税している場合には、WTO加盟議定書の約束に違反していると考えられる。

なお、レアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税賦課措置については、WTO紛争解決手続（DS431、432、433（中国のレアアース等に対する輸出規制措置：第II部第3章4.主要ケース(5)参照）において協定不整合と判断され、中国は2015年5月に撤廃した。

詳細については、2017年版不公正貿易報告書18頁-21頁参照。

### (2) 原材料に対する輸出制限措置

#### <措置の概要>

2002年1月1日、「2002年輸出許可証管理商品の分類による証書発行目録」の公布及び関連問題に関

する通知で、輸出許可制度の対象となる合計 54 品目の商品及び同許可証発行機関が規定された。

「2015 年輸出許可証管理貨物目録」では、上記対象は 591 品目となっている。

このように、中国は WTO 加盟後も引き続き原材料・中間製品に対する輸出数量制限を実施している。GATT 第 20 条 (g) においては、「有限天然資源の保存に関する措置」であれば例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国の原材料・中間製品に対する輸出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないか、また、GATT 第 20 条 (g) では、「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めているところ、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部分がある。

また、中国政府は、多くの原材料品目について、輸出許可証を発給し、輸出をすることが可能な業者や、数量を管理している。

#### <国際ルール上の問題点>

GATT 第 20 条 (g) では、「有限天然資源の保存に関する措置」であれば例外的に輸出数量制限が認められる可能性がある旨を定めているが、中国のレアアース等についての輸出数量制限の設計や構造が中国の国内産業への優遇措置であり、そもそも「有限天然資源の保存に関する措置」とはいえないのではないか、また、GATT 第 20 条 (g) ではその前提条件として「国内の生産又は消費に対する制限」が実施される必要があると定めており、このような国内での制限が中国国内で実施されているか不透明な部分があることから、GATT 第 11 条及び第 20 条 (g) との整合性につき疑義がある。

#### <最近の動き>

アンチモン、インジウム、クロム、コバルト、銅、グラファイト、鉛、マグネシア、滑石、タンタリウム及び錫に対する輸出規制措置（輸出税・輸出数量制限等）について、米国 (DS508) 及び EU (DS509) がそれぞれ 2016 年 10 月、パネル設置要請を行ったが、その後パネル構成には進んでいない。

### (3) 輸出管理法

#### <措置の概要>

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度をおいていたところ、2017 年 6 月、通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を含む輸出管理法（出口管制法）の法案（第 1 次草案）を公表。その後 2019 年 12 月に第 2 次草案、2020 年 7 月に第 3 次草案が公表され、パブリックコメントや草案の修正の後、2020 年 10 月 17 日に成立、同年 12 月 1 日に施行された。翌 2 日には、輸出管理法及び暗号法に基づく輸出入管理品目リストが公表（2021 年 1 月 1 日施行）され、暗号通信に係る機器等の輸出入が許可申請の対象となった（これらの品目については、同月 31 日の輸出入管理品目リスト定例改正に際して、従来中国において輸出管理が行われていた大量破壊兵器関連品目等とともに、単一のリストに統合された）。依然として制度の全容は不明瞭であるが、下記のとおり WTO 協定不整合性が疑われる条文も存在し、運用によっては、我が国と中国の間の貿易・投資環境に大きな影響を与えるおそれがある。

#### <国際ルール上の問題点>

安全保障例外（GATT 第 21 条）の解釈については先例がないものの、本法に含まれる下記 (a)-(c) の措置については、安全保障目的との関連性が乏しい過剰な輸出規制であり、措置国が「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認めている」という GATT 第 21 条の要件を満たさず、輸出入制限の禁止（GATT 第 11 条）に抵触する可能性がある。

##### (a) 規制対象品目の過剰な拡張のおそれ

本法は、規制対象品目リストについて、「本法と関連法律・行政法規の規定に依拠して、輸出管理政策に基づき」制定される（第 9 条）と規定しており、同条自体は具体的な考慮事由を明記していない。しかし、本法上、輸出管理業務の目的として挙げられている「総体国家安全観」（第 33 条）は、幅広い要素（経済、文化、社会、科学技術、資源等の安全を含む）を国家安全保障の対象と捉える中国固有の国家安全保障の概念であり、狭義の安全保障目的

に留まらず、産業・通商保護目的を含みうる。また、法全体を通して「国家の安全と利益」が目的・考慮要素として挙げられているところ、第1次草案・第2次草案で挙げられていた「国家の安全」に対して、成案では「国家の利益」が追記されており、産業政策的考慮を予定していると解しうる。さらに、リスト外品目に関する臨時管理（第9条第2項・第12条第2項）やブラックリスト制度（第18条）等による広範な規制も可能とされている。

この点、本法の起草説明が、立法の必要性として、「重要戦略稀少資源の保護」も挙げていたことも考慮すると、例えば、「総体国家安全観」に含まれる「資源の安全」を根拠に、レアアース等の戦略的稀少物資を規制対象とする等、規制対象品目を過剰に拡張することが懸念される。

#### (b) 技術開示要求のおそれ

本法は、デュアル・ユースアイテム（技術・サービスを含む）の輸出申請につき、関連資料を法規に従ってありのままに拋出する義務を規定し（第21条）、また、エンドユーザー及び最終用途に関して、輸出者の証明書提出義務（第15条）や、中国当局による評価・調査（第17条）を規定している。これらの規定から、中国規制当局が、該非判断にあたって重要なソースコード等の技術情報について過大な開示を要求する可能性や、エンドユーザー及び最終用途の確認プロセスを通して合法的に日本企業の機微情報に直接アクセスし窃取することが可能になることが懸念される。いずれの措置も詳細が細則に委ねられているため、今後下位法令による提出書面の具体的な規定ぶりや運用を注視する必要がある。

#### (c) 報復措置（対等の原則）の規定

本法には、他国が中国に対して輸出規制を濫用し、中国の国家安全と利益に危害を及ぼす場合は、中国は当該相手国に対して「相応の措置」を講じうる旨の規定（第48条）がある。本規定は、商務部草案には含まれ、第1次草案・第2次草案では削除されていたものが、成案で復活したものである。本条文に基づき、必ずしも安全保障を目的としない一方的な輸出規制措置が講じられる恐れがある。

また、中国商務部は、2019年6月、外国貿易法・独占禁止法・国家安全法等と整合する措置として、

非商業的目的に基づいて、市場ルールを遵守せず、契約に違反し、中国企業に対する供給を停止・断絶し、中国企業の正当な権利及び利益に重大な損害を及ぼす外国企業・団体・個人を、信用性が低い組織（unreliable entities）としてリスト化する（Unreliable Entities List）構想を発表した。本措置の具体的内容は未発表であり、国際ルールや多国間通商システムを遵守・維持し、一方的措置や保護主義と戦う目的であるとも説明されているが、本措置も、他国による輸出制限・禁止に対する報復措置として活用される可能性があるため、引き続き注視が必要である。

また、上記以外にも、本法には、(d)再輸出管理・域外適用の規定も含まれている。すなわち、中国外の組織・個人による本法違反も規律対象とし（第44条）、また、再輸出規制を実施する（第45条）する旨が規定されているが、詳細は細則に委ねられている。これらの規定については、細則や具体的な運用次第では、国際法上許容されない国内法の過度な域外適用が行われることが懸念される。

#### <最近の動き>

日本産業界は、国際的ルールや慣行に即した透明性のある制度の実現を求めて、第1次草案について2017年7月に安全保障貿易情報センター（CISTEC）が、12月にCISTEC・日機輸等、6団体連名、経団連等、2団体賛同が、中国に対して意見書を提出した。また、2018年2月には、日米欧の13の業界団体（CISTEC、日機輸、経団連、全米製造業者協会等）が中国に対して共同意見書を提出。第2次草案についても、2020年1月、日米欧の14団体（CISTEC・経団連・日機輸等）が同様の観点から、意見書を提出した。2020年11月には、CISTEC・経団連・日機輸等、国内の10産業団体が「中国及び米国の域外適用規制について」と題する要請書を経済産業省に提出し、この中で中国輸出管理法の懸念点を指摘し、政府レベルでの対応を要請した。同月には梶山経済産業大臣から産業界に対し、サプライチェーン上のリスクを把握すること・各国制度を超えた過度な委縮は不要であることを呼び掛け、不当な要求があれば経済産業省が前面に立って支援を行う旨発言した。

我が国は、2018年3月以降の物品理事会や、

2019 年 12 月の経済産業省と中国商務省との次官級定期協議等において、中国に対して、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。

## 貿易権（貿易に関する許可制度）

2017 年版不公正貿易報告書 22 頁参照

## 関 税

### 関税構造

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

2019 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 9.1%だが、オートバイ（最高 45%）、写真用又は映画用材料（最高 35%）、カラーモニター（20%）、自動車（15%）、TV（15%）、プロジェクター（最高 12%）等の高い譲許税率が存在する。なお、非農産品の譲許率は 100%であり、非農産品目の単純平均実行税率は 2019 年に 8.8%から 6.5%に引き下げられた。

#### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

中国が 2001 年の WTO 加盟に際して約束した ITA（情報技術協定）への参加については、2003 年 4 月の ITA 委員会において承認された。しかし、コンピュータと接続性のある複合機やプロジェクターについて ITA の対象品目として無税とすべきところ、関税を賦課しており、ITA の履行に不透明さが残っている。

### <最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2024 年 1 月には全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第Ⅱ部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。中国については、2016 年 9 月から対象品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、テレビジョンカメラ（35%）、録音・再生機器（30%）、テレビ受信機器（30%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023 年に完全に撤廃されることになる。

2018 年 4 月に開催されたボアオ・アジアフォーラムにおいて、習近平国家主席は重要講話を発表し、対外開放拡大のための措置の 1 つとして主体的な輸入の拡大を掲げた。具体的には自動車輸入関税の大幅削減、その他製品の輸入関税軽減が盛り込まれた。

同年 5 月 22 日には中国関税税則委員会が、同年 7 月 1 日から自動車及び自動車部品計 218 品目の輸入関税を引き下げる旨を公表した（税委会公告〔2018〕3号）。自動車は 20%～25%から 15%に下がり、自動車部品は 8%～25%から 6%へと下がった。また、同年 5 月 30 日に開催された国务院常务会议において、広範囲にわたる日用品の輸入関税率の引き下げが決定された。同年 9 月 26 日に行われた国务院常务会议では、同年 11 月 1 日から 1,585 項目の工業製品等の輸入関税を引き下げることが公表された（税委会公告〔2018〕9号）。今次の措置により、中国の関税の非農産品目の単純平均実行税率は前述のとおり、2019 年に 8.8%から 6.5%に引き下げられた。また、同年 11 月に開催された第 1 回中国国際輸入博覧会で発表された対外開放に沿う形で、同年 12 月 22 日には 2019 年 1 月 1 日から一部製品の輸出入関税を調整することが発表された（税関総署公告〔2018〕212 号）。対象となる 706 品目のうち菜種かすや一部の薬品生産原料については同日、関税が撤廃された。

新型コロナウイルスの影響では、新型コロナウイルス感染症対策や経済対策のため、以下の措置を行った。

- ① 新型コロナウイルスの防疫活動に用いる無償の（寄付された）輸入物資（医療医薬品、医療器械、生活必需品、食品及び飲料水等、病

状の拡大防止に用いる試薬、消毒物品、医療用マスク、防護服、医療用ゴーグル、医療用ゴム手袋等）の輸入関税、輸入間接増値税及び消費税の一時的な撤廃（2020年1月1日から9月30日まで）

- ② 2020年1月1日から12月31日までの間に輸出申告し、1年以内に再輸入された貨物の輸入関税、輸入間接増値税又は商品税の徴収免除また、既に徴収された輸出関税の返還

## アンチ・ダンピング（AD）措置

### [加盟に伴う約束]

中国は、WTO加盟に伴い、AD措置及び相殺措置に係る規則・手続をAD協定及び補助金・相殺措置協定に整合化させることを約束している<sup>1</sup>。

また、中国以外のWTO加盟国が、中国産品についてAD措置に係る調査を行う際の価格比較（ダンピングマージンの計算）に関し、輸出価格を中国の国内価格と比較するのではなく第三国価格と比較することが認められている（中国加入議定書第15条）。

背景として、中国には市場経済が浸透しておらず、適切な国内価格が存在しない、との考え方があった。この根拠となった中国加入議定書第15条の一部である第15条(a)(ii)は、加盟後15年の2016年12月で失効した（同特例失効後の中国の取り扱いについては、国際的な論点になった（いわゆる「市場経済国問題」）。詳細については、本報告書第II部第6章参照。）。

### [個別措置]

中国は、1995年以降、288件のAD調査を開始しているが<sup>2</sup>、中国によるAD調査のうち、我が国産品が対象に含まれる案件は53件であり<sup>3</sup>、うち42件についてAD措置が発動されている<sup>4</sup>（いずれも2020年6月末現在）。現在、20件の我が国産品に対する中国のAD課税が継続している（2020年6月末現在）。

中国のAD調査及びAD措置については、以下の事案に見られるように、損害及び因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD協定に整合的でない点が見られる。また、過去の中国によるAD措置についても、不適切なサンプリング調査や手続の透明性の欠如といった問題が指摘されている。中国は、WTO加盟に伴い、AD措置に係る規則・手続をAD協定に整合させることを約束しており、今後も引き続きWTO協定との整合性を注視し、必要に応じて改善を求めていく。

### (1) 日本製塩化ビニリデン（PVDCポリマー）に対するAD措置

中国当局は、2017年4月、日本製塩化ビニリデンに対するAD課税措置を決定した。本決定においては、価格の押下げの認定及び因果関係の認定につき、それぞれ説明が不十分であるという問題がある。最終決定が行われるまで、日本政府は、本件公聴会やAD委員会において上記指摘を行い、また、政府意見書の提出などにより改善を求めてきたが、結果的にWTO協定整合性に疑義がある決定が行われた。本件詳細は、2018年版不公正貿易報告書10頁参照。

### (2) 日本製アクリロニトリルブタジエンゴム（NBR）に対するAD措置

#### <措置の概要>

2017年11月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本及び韓国からのアクリロニトリルブタジエンゴム（NBR）の輸入に対するAD調査を開始した。中国当局は、2018年11月、当該産品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、最終決定を行った。

#### <国際ルール上の問題点>

日本製品、中国製品及び韓国製品を比較した場合、価格面での違いも見込まれること、中国国内の需要の伸びに比して中国企業が生産能力を過剰に拡大しているとうかがわれることにも関わらず、中国国内産業の売上等の指標に悪化がみられる原因が日本からの輸出であるかについては慎重な検討を行

<sup>1</sup> 中国加入議定書（WT/L/432）

<sup>2</sup> [https://www.wto.org/english/tratop\\_e/adp\\_e/AD\\_InitiationsByRepMem.pdf](https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsByRepMem.pdf)

<sup>3</sup> [https://www.wto.org/english/tratop\\_e/adp\\_e/AD\\_InitiationsRepMemVsExp.pdf](https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsRepMemVsExp.pdf)

<sup>4</sup> [https://www.wto.org/english/tratop\\_e/adp\\_e/AD\\_MeasuresRepMemVsExp.pdf](https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_MeasuresRepMemVsExp.pdf)

わず、安易に因果関係を認定しているといった問題がある。加えて、考慮すべきでない費用が考慮され、また、原料コストに関し適切でない価格を採用するなどにより「正常価格」が正しく評価されず、ダンピングマージンが不当に大きく認定されているという問題も見受けられる。

#### <最近の動き>

日本政府は、2018年5月に行われた公聴会に参加し、本件調査に国際ルール上の懸念があることを指摘すると共に、政府意見書の提出、また、2018年4月及び10月のAD委員会における発言などを行い、上記の国際ルール上の問題点について指摘してきた。このように、我が国としては、本件調査がWTO協定に整合して行われるよう、産業界と連携しつつ、中国政府に働きかけてきたところであるが、結果的に、WTO整合性に疑義のある最終決定が行われた。我が国は、中国が、WTO協定に整合的でないAD措置の早期撤廃・是正を行うよう、産業界とも協力しながら引き続き注視していく。

### (3) 日本製オルトジクロロベンゼンに対するAD措置

#### <措置の概要>

2018年1月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本及びインドからのオルトジクロロベンゼンの輸入に対するAD調査を開始した。中国政府は、2019年1月、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、最終決定を行った。

#### <国際ルール上の問題点>

近年、日本から中国への輸出量は顕著に減少しており、日本製品が中国国内産業に影響を与えていると言いがたい。また、調査対象製品の主な供給先である中国国内の化学工場は、国内環境規制の強化によって調査対象製品の需要を減らしており、それにもかかわらず、中国企業が生産能力を過剰に拡大しているとうかがわれ、中国国内産業の売上等の指標に悪化が見られるとしても、その原因が日本からの輸出を原因とするものかについては慎重な検討を要する。

#### <最近の動き>

我が国は、中国が、WTO協定に整合的でないAD措置の早期撤廃・是正を行うよう、産業界とも協力しながら引き続き注視していく。

### (4) 日本製ステンレス鋼に対するAD措置

#### <措置の概要>

2018年7月、中国政府は、中国国内企業からの申請を受けて、日本、EU、インドネシア及び韓国からのステンレススラブ、ステンレス熱延鋼板(カットシート及び厚板)及びステンレス熱延コイルの輸入に対するAD調査を開始し、2019年7月、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、AD税賦課の最終決定を行った。

#### <国際ルール上の問題点>

調査対象のステンレス製品(スラブ、熱延鋼板(カットシート及び厚板)及び熱延コイル)は、それぞれ物理的性状、価格帯、販路、用途が大きく異なり、お互いに代替性を欠く多種多様な製品を包含する。ところが、中国政府は、価格効果の有無を判断するにあたり、これら多種多様な製品の平均価格の低下傾向を指摘するのみで、対象輸入品が国内価格に与える影響を実質的に分析しておらず、AD協定第3.2条に整合しない懸念がある。

また、調査対象国・地域(日本、EU、インドネシア及び韓国)からの輸入による効果を累積(一括)評価しているが、かかる累積評価は輸入/調査対象国間における競争状況からみて適切であることが求められるところ、価格帯も製品特性もまったく異なる4か国・地域の産品を何ら合理的な理由なく累積評価した疑いがあり、AD協定第3.3条に整合しない懸念がある。

#### <最近の動き>

我が国は中国政府に対し、上記国際ルール上の問題点についてWTO・AD委員会や二国間で懸念を表明しているが、WTO整合性に疑義のある課税が依然続いている。我が国は、本件措置について、今後も産業界と連携しつつ、中国政府に対し、あらゆる手段を通じ、WTO協定に整合的でないAD措置の撤廃・是正を引き続き求めていく。

## (5) 日本製立形マシニングセンタに対する AD 調査

### <措置の概要>

2018年10月、中国政府は、中国国内企業からの申請を受けて、日本・台湾からの立形マシニングセンタの輸入に対するAD調査を開始した。

### <国際ルールの問題点>

調査対象産品である日本産立形マシニングセンタと中国産マシニングセンタは、ユーザー側の最終製品の要求スペックや加工プロセスの要求スペックに応じて市場の棲み分けがなされており、両者は競争関係・代替関係にない。また、日本産マシニングセンタのうち、小型機と中大型機はユーザーや用途が異なる。したがって、これらを同種の産品として扱うことはAD協定第3.1条に反する懸念がある。さらに、調査期間中の日本から中国への輸入台数は直前3年間の輸入台数と比較して急激な増加はないなど、中国国内産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれが生じる状況にはないなかで中国国内産業に対する損害を認定することは、AD協定第3.5条に反する懸念がある。

### <最近の動き>

日本政府は、2018年10月の調査開始時から、産業界と連携し、産業界からの中国政府への意見書をサポートする内容の政府意見書の提出や、2018年10月及び2019年4月のAD委員会における発言などを行い、上記の国際ルールについて指摘してきた。特に、中国の国内産業に与える影響がなく損害が認められないという点については重ねて意見書により指摘するなど、複数回に渡り中国政府に働きかけを行ってきたところ、2020年4月13日、ダンピング行為は認められるものの中国の国内産業に対する損害は認められないとして本件AD調査は終了した。

## (6) 日本製ポリフェニレンスルフィド (PPS) に対する AD 措置

### <措置の概要>

2019年5月、中国政府は、中国国内企業からの申請を受けて、日本、米国、韓国及びマレーシアからのポリフェニレンスルフィド (PPS) の輸入に対するAD調査を開始した。2020年11月、中国政府は、当該産

品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、AD税賦課の最終決定を行った。

### <国際ルールの問題点>

調査対象産品であるPPSの中国の輸入数量は2015年から2018年にかけて、増加しているが、中国国内生産品の販売量もそれ以上の割合で増加しており、輸入産品の中国国内におけるシェアは減少している。このことは、中国国内のPPS産業はむしろ生産量及び販売量を増やし成長していることを示しており、これらの事実に基づけば中国国内に損害が生じていることは考えにくい。そのため、AD協定第3.4条に整合しない懸念がある。

また、仮に中国国内において損害又は損害のおそれがあったとしても、それは上記のように国内産業が生産能力を強化したこと等の過剰投資の影響や、申請者のPPS製品の主要用途である繊維、押出製品の販売不振など、日本産品の輸入以外の影響によるものであるため、AD協定第3.5条に整合しない懸念がある。

### <最近の動き>

我が国は中国政府に対し、上記国際ルール上の問題点についてWTO・AD委員会や二国間で繰り返し懸念を表明したが、WTO整合性に疑義のある最終決定が行われた。我が国は、中国が、WTO協定に整合的でないAD措置の早期撤廃・是正を行うよう、産業界とも協力しながら引き続き注視していく。

## 補助金

### [加盟に伴う約束]

中国は、加盟にあたって、補助金協定第3条第1項(a)及び(b)が定める輸出補助金及び国内産品優先使用補助金を撤廃するとともに、開発途上国への特別な扱いに係る一部規定について、適用を受ける権利を留保又はその適用を求めない旨を約束した。また、農産品に係る輸出補助金を維持及び導入しないことを約束するなど、農業協定の一部規定を超える約束をしている。詳細は2017年版不公正貿易報告書29頁参照。

## [補助金通報・問題点]

補助金協定においては、特定性を有する補助金を WTO へ隔年に通報することが義務付けられており、補助金委員会の場で、通報が行われた補助金に関する審査が行われている。しかしながら、2001 年の WTO 加盟以降、中国が初めて通報を行ったのは 2006 年 4 月であり、また 2016 年 7 月に初めて、地方の補助金についても通報を行ったが、本来通報すべき補助金が通報されないなどの問題がある。我が国は、WTO 補助金委員会において通報・透明性向上の重要性を継続的に指摘しており、今後も米国等と協調して、中国の中央政府・地方政府の補助金について透明性を確保するよう求めている。

また、我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国が加盟時の約束を遵守し、中国の制度が補助金協定に整合的に運用されるよう、引き続き、WTO の補助金委員会や二国間協議の場を通じて中国側に求めている。

## [個別措置]

### (1) アルミ補助金

#### <措置の概要>

中国では、中国政府による非鉄金属産業五カ年開発特別計画等の各種産業政策に基づき、アルミ産業への各種補助金が交付されており、鉄鋼における過剰生産能力問題と同様に、アルミについても、中国における生産能力の急拡大、過剰供給が問題となっている。

#### <国際ルール上の問題点>

中国政府による補助金が、アルミ地金等の過剰供給をもたらしている問題については、他の加盟国の利益に悪影響をもたらすものとして、補助金協定第 5 条等に違反する可能性がある。また、現行の補助金協定では捉えられない可能性がある問題点について、補助金委員会等で、問題解決のための議論を進めている。

#### <最近の動き>

2017 年 1 月、米国は、中国に対し、アルミ地金産業への補助金（政策金融及び投入物（石炭・アルミ

ナ・電気）の安値提供）を WTO 補助金協定違反として、WTO 上の二国間協議要請を行った。

なお、米国国内でも、2017 年 6 月、国際貿易委員会 (ITC) が、米国アルミ産業の競争力に影響を与える要素に関する調査（下院歳入委員会の要請による）の結果を発表し、中国や中東諸国等の主要なアルミ生産国において、産業政策に基づく政府介入が一般化していることや、2011 年～2015 年において、地金の過剰供給等により世界的にアルミ製品の価格が低下し、米国・欧州の地金の生産能力は、それぞれ 19%・11%縮小したのに対して、中国及び中東諸国は、政府介入や技術投資の結果、生産能力を 40%増加させていること等を認定している。

また、2017 年 11 月、米国商務省は、中国産アルミ板材に対する AD/CVD 調査を、1991 年のカナダ産軟材に対する CVD 調査以来、26 年ぶりの職権調査として開始した。同調査では、ダンピング及び補助金の存在及びそれらに基づく損害がそれぞれ認定され、2018 年 12 月にダンピング税及び相殺関税の賦課が決定された。

さらに、米国商務省は、2018 年 1 月、アルミに対する 232 条調査（第 3 章一方的措置(2)参照）においても、中国を始めとする外国政府の補助金等に起因する、アルミの世界的な過剰供給によって、米国のアルミ地金産業の生産能力に重大な悪影響が生じた旨を認定している。

また、2019 年 1 月、OECD が、アルミのバリューチェーンに関する国際市場の歪曲について分析するレポートを公表した。同レポートは、①政府支援などの非市場的な要因が近年のアルミ精錬生産能力の増加に寄与しており、特に中国及び中東（湾岸協力会議）各国において政府支援の規模が大きいこと、②中国の政府支援は、主に中国生産者を対象とし、国有銀行による金融支援が大勢を占め、規模が大きい点が特徴的であること、③アルミのバリューチェーンの川上事業に対する補助金（地金に対する輸出税賦課を含む）が、半製品製造者に対する原材料の安値提供を可能にし、川下事業に対しても重要な支援を与えていること、等を指摘している。

我が国の取組として、2017 年 5 月、G7 タオルミーナ首脳コミュニケにおいても、G7は、鉄鋼、アルミニウムその他主要な産業部門における世界的な過剰生産能力に対処し、こうした問題が他の分野で発生しないよう、協力を更に強化し、パートナーと共に取

り組んでいくことにコミットした。また、我が国は、2017年6月、経済産業省と中国商務部との次官級定期協議において、アルミ分野における産業補助金のWTO協定上の懸念を指摘し、2019年12月の同協議においても、アルミを含む各産業における補助金政策の透明性向上を要請するなど、中国政府と問題解決のための議論を行っている。また、2016年10月、2017年4月、2019年11月、2020年10月の補助金委員会においても、米国、EUとともに、補助金と過剰生産能力問題に関する議論を提起し、我が国より、アルミ等の分野における過剰供給の原因の一つである市場歪曲的な政府支援措置に懸念を有していること、また、新型コロナウイルス拡大とその影響に対し各国が様々な政府支援措置を講じている状況下で、公平な競争環境の確保は一層重要であり、過剰供給をもたらす得る補助金について、補助金の透明性向上も含め、引き続き議論していくことが重要であることを指摘している。

## (2) 輸出増値税還付率変動

中国の輸出時の増値税還付については、還付率の調整に関する法令の公布から発効までの期間が短い場合が散見される。

例えば、2018年5月1日に施行された、製造業や交通運輸、基礎通信サービスなどの業種・農産品等の増値税率の引き下げは、同年3月28日に公布されており、公布から発効まで約1ヶ月間の期間しか設けられていない。また、2018年9月15日に施行された、集積回路や書籍など397品目を対象とした輸出増値税の還付率の引き上げに至っては、同年9月5日に公布されており、公布から発効までの期間が10日しか設けられていない。この期間の短さは以前よりは改善されているものの、依然として企業が政策の変更にも余裕を持って対応することが難しい状況である。

規制・措置の急な変更については、企業の予見可能性を奪うものであり、経営に与える影響が大きいことから、投資リスクとして意識する向きが強くなっている。中国の経済・貿易政策が、透明性と予見可能性をもって運営されることが求められる。

また、2018年と2019年の2年間において、上記を含め4回もの税率調整が行われている。補助金協定上間接税の払戻しは原則として補助金とはみなさ

れないため、増値税の還付自体は形式的には補助金協定に違反しない。しかし、このように頻繁に還付率を変更していることから、事実上、産業政策の一環として恣意的に間接税を操作しているとも考えられる。間接税の恣意的な操作は、仕向地主義（最終消費者の所在地である仕向地国が課税権限を有するという考え方）という同協定附属書の背景にある考え方と相容れず、実質的に輸出補助金であるとして補助金協定違反を問える可能性がある。

## (3) 造船補助金

### <措置の概要>

中国では、本国造船業に対し、生産設備等への補助金拠出による政府支援の実施や、政府系金融機関による大規模金融支援等の公的助成が実施されていること等が報道されており、これらの措置は市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害するおそれがある。

### <国際ルール上の問題点>

中国政府による本国造船業に対する公的助成については、造船業が抱える供給能力過剰問題の解決を遅らせ、他国に悪影響をもたらす可能性がある。

### <最近の動き>

2018年4月の日中ハイレベル経済対話、同年5月の日中韓サミット、2019年12月の日中韓サミットにおいて、我が国より造船業における供給能力過剰問題の早期解決の必要性を主張している。また、2020年11月の第131回OECD造船部会において、中国造船業の構造や政府補助金をはじめとした造船政策について議論を行っている。中国における公的助成については、引き続き情報収集に努め、WTO協定との整合性を注視していく。

## 貿易関連投資措置

### [加盟に伴う約束]

中国は、加盟にあたって、外国投資の認可にあたって付与される貿易関連の条件につき、GATT第3条違

反となるローカルコンテンツ要求（国産品を一定比率以上使用することを義務づける）や、GATT 第3条及び第11条違反となる輸出入均衡要求（原材料や資本財の輸入は輸出実績に見合った金額や数量までしか認めない）等の TRIMs 協定で禁止されている措置に加えて、輸出要求や技術移転要求等の一切のパフォーマンス要求を条件としないことを約束している（加盟議定書第7条第3項）。

更に特定分野についての約束として、①自動車製造許可に関し、カテゴリ別許可制度は維持するものの、加盟後2年以内に、自動車の種類、型式又はモデルの制限は撤廃するとし、また、地方レベルで承認できる上限金額を、現行の3,000万ドルから加盟1年後に6,000万ドル、加盟2年後に9,000万ドル、加盟4年後に1.5億ドルへ引き上げることを約束した。更に、②自動車エンジン製造については、従来の外資出資規制（50%未満）の撤廃を約束した。

## [実施状況]

上記約束に沿って、中国は2000年10月から2001年7月にかけて、外資100%企業に適用される「外資企業法」、合作企業に適用される「中外合作経営企業法」、合弁企業に適用される「中外合弁経営企業法」及びこれらの実施細則を改正し、輸出要求、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡外貨バランス要求に係る条文が削除・改正された。これら外資三法は、2016年9月にも一部改正が行われた。改正内容は、いずれも、これまで審査・認可事項とされていたものに関して届出管理を適用するというものである。

なお、2015年1月19日、商務部は、外資三法を統合した外国企業による対中投資に関する基本法として、会社法をはじめとする関連法令等の整合を図るなど時代の流れに沿った改正を加えた、「中華人民共和国外商投資法（外国投資法）」の草案を発表し、2015年2月までパブリックコメントを募集したが、提出されたパブリックコメントに応じた動きはなく、同草案は結局公布されなかった。しかし、國務院は、2018年12月に外商投資法の新たな草案を発表し、改めて2019年2月までパブリックコメントを募集した。

2019年3月に開催された第13期全人代第2回会議にて外商投資法が成立し、2020年1月1日より施行された。外商投資法は外国企業の中国投資に関する基本

法であり、総則、投資促進、投資保護、投資管理、法律責任、附則の全6章、合計42条からなる。本法では、強制技術移転の禁止（第22条）を明記するほか、市場参入前からの内国民待遇の付与（第4条ほか）、政府調達において、外資企業の中国産品を対等に扱うこと（第16条）、自由な海外送金（第21条）、外資企業の苦情解決メカニズムの構築（第26条）等を規定している。一方、外商投資の安全審査制度の確立（第35条等）や、他国の差別的措置への報復規定（第40条）など、各国が懸念を持つ規定がある他、外商投資法自体は具体的な内容を規定しておらず、同法に基づく措置の実際の内容や影響は、細則の規定を含む運用次第、という面が強い。

施行と同時にこれまでの外商投資についての法律である合弁企業法、独資企業法、合作企業法が廃止された。合弁企業では董事会が最高の権力機関で、合弁企業の解散等には董事会の全会一致決議が必要など独特の制度があったが、外資三法の廃止に伴い、これらの制度も廃止され、会社法の制度に統一された。

## [問題点]

上記のように、国内法をWTO協定に整合的になるよう改正する動きもあるが、依然として協定に不整合な実態や投資に対して制限的な措置も見られ、これらは早急に是正されるべきである。

## [最近の動き]

日本は、中国に対し、2019年12月9日の経済産業省と中国商務部との次官級協議や2020年11月9日の日中経済パートナーシップ協議において、外商投資法については地方政府を含めた実効性のある運用を各地で徹底することや、外商投資法で定められた苦情解決メカニズムについて機能的なものを構築するよう要請した。

### (1) 新エネルギー自動車関連の投資規制

2009年7月1日には、国内自動車産業の育成と省エネ対策を推し進めるため、工業和信息化部により「新エネルギー自動車生産企業及び産品参入管理

規則」と「新エネルギー自動車生産企業参入条件及び審査要求」が実施された。これらの規制では、各メーカーは参入に際し、研究開発機構の設置、製造する新エネルギー自動車の技術情報を開示すること等が求められている。また、2015年6月4日、発展改革委員会が公布した「新設純電動乗用車企業管理規定」（2015年第27号令）（同年7月1日施行）は、業界障壁を取り払い、市場の優れた技術力を電動乗用車産業競争に参画させることを目的としており、参入範囲は拡大した一方、研究開発能力やイノベーション要求は厳しく設定されることとなった。また、2017年に公表された「新エネルギー自動車生産企業及び製品の参入管理規定」別紙1の「新エネルギー自動車生産企業及び製品の参入管理規定」（2017年1月6日公布、2017年7月1日施行）において、新エネルギー自動車製造業への参入許可を得るに当たり、製造業者が、関連技術を「理解し掌握」（Understand and Master）していることを示すべき要件が課されている。本要件は、文面上、中国への技術移転を要求していないが、合弁規制及び出資比率規制により、外資自動車製造業者が中国で事業を行うには合弁会社を設立する必要あり、かつ、外資の出資比率は50%以下である必要がある点等から、事実上、外資自動車製造者に、新エネルギー自動車の関連技術の中国への移転を要求する形で適用され、投資に伴う技術移転要求を禁止した中国加盟議定書第7条第3項に違反する可能性が懸念されていた。

### <最近の動き>

2020年2月、工業信息化部は、上記新エネ自動車産業算入管理規定の改定案（第一次草案）を発表し、同年3月までパブコメを実施した。第一次草案では、外資企業などに、新エネ自動車全体・コア部品・コア技術の研究開発拠点や技術情報のデータベースを合弁企業（中国国内）に保有することを求める規定が削除され、製造業者に求められる要件は、主に、①生産する新エネ自動車に適応した技術保証能力を備えること（部品や技術領域などの具体的指定なし）及び②試験検証能力を持つこと、に簡素化された。

同年4月7日、工業信息化部は同規定の新たな改定案（第二次草案）を公表し、同年5月7日ま

でパブコメを実施。第二次草案は、参入条件から「製品の設計・開発能力」（第5条）を削除し、技術ハードルを低くした。また、「12カ月以上生産を停止しているNEV企業を公示する」（第23条）旨の規定につき、「12ヶ月以上」を「24カ月以上」に変更し、生産停止期間の長期化を容認する方針を示した。同年8月19日、工業信息化部は、「新エネルギー自動車生産企業及び製品参入管理規則」の改訂版（全文）を公布、同年9月1日より施行となった。

新法では新エネルギー自動車製造業への参入条件が緩和されたため、2018年に新エネ車の外資出資比率規制制限が撤廃されたことと合わせ、本規制に基づく事実上の技術移転要求等の懸念は概ね解消されたといえる。

## （2）自動車産業投資管理規定

### <措置の概要>

2018年7月、国家発展改革委員会は、自動車産業の新規及び生産拡大のための投資要件を定める「自動車産業投資管理規定」（法案）を公表し、同規定は2019年1月発効した。

本規定の目的として、自動車産業投資プロジェクトの参入基準を整備し、民間資本を合理的な投資方向へ導くこと、従来型燃油自動車の新規生産能力を制御し、新エネルギー自動車の発展を推進することなどが挙げられている。また、投資プロジェクトの具体的な許可要件が、製造車の駆動システムや製造部品の類型に応じて規定されている。下記では、許可要件の代表的な規定例を挙げる。

- ① 燃油自動車：エンジンによって駆動する自動車。  
従来型燃油自動車、普通ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車を含む。
- 独立自動車メーカーの新規投資は禁止されている。
- 既存自動車メーカーによる生産拡大は、以下の要件をいずれも満たす必要がある。（ただし、プラグインハイブリッド車投資プロジェクトは、(b)及び(e)は適用されない。）
  - (a) 前2年度の自動車生産能力利用率がいずれも業界平均水準を上回っている。
  - (b) 前2年度の新エネルギー車の生産台数

比率がいずれも業界平均水準を上回っている。

(c) 前2年度の主要営業収益に占める研究開発費用支出の比率がいずれも3%を上回っている。

(d) 製品が国際競争力を有する。

(e) プロジェクト所在省の前2年度の自動車生産能力利用率がいずれも同製品種別の業界平均水準を上回り、かつ業界管理部門で特別に公示する同製品種別の燃油自動車企業が存在しない。

② 純電気自動車：モータによって駆動する自動車。燃料電池自動車を含む。

• 独立系純電気自動車企業の新規投資については、投資プロジェクト所在省、投資プロジェクトを新設する企業、株主がそれぞれ以下の要件を満たす必要がある。

(a) 所在省：前2年度の自動車生産能力利用率が業界平均水準を上回っているか、既存の新設独立系の同一カテゴリーの純電気自動車企業投資プロジェクトが、いずれも完成し、かつ、年生産台数が建設規模を達成している。

(b) 企業：製品研究開発機関・専門研究開発チームを有し、コンセプトデザイン・システム・構造設計の経歴と能力を有し、研究開発製品の主要技術指標が業界最高水準に達していること、中核技術の知的財産権を有し、授権・確認を得ていること等。

(c) 株主：プロジェクトが完成し年生産台数が建設規模を達成するまで資本金を引揚げないこと、基幹部品の知的財産権と生産能力を保有していること等。

• 既存自動車メーカーによる、同一カテゴリーの純電気自動車の生産能力拡大については、燃油自動車企業は前2年度の自動車生産能力利用率が業界平均水準を上回っており、純電気自動車企業は、前年度の純電気自動車生産台数が建設規模に達していること等。

③ 車載用電池

• 新規投資は、コア部品の生産能力建設、研究開発機関・専門研究開発チームを有すること等。

投資プロジェクトの許可要件として、①研究開発機関の設置を求める点や、②投資プロジェクトを実施する企業に中核技術の知的財産権を有し、授権・確認を得ることを求める点は、法令の文言が実際どのような効果をもたらさうか精査する必要がある。

具体的には、①については、事実上中国における研究開発機関の設置が求められる場合、②については、合弁規制及び出資比率規制により、事実上、外資自動車製造者に、新エネルギー自動車の関連技術の中国への移転を要求する形で適用されている場合（上記(1)参照）は、投資の権利の配分が、あらゆる種類の実績要求（技術移転要求や、中国での研究・開発実施要求を含む）に条件づけられていないことを確保する旨を規定した中国加盟議定書第7条第3項に違反する可能性がある。

#### <最近の動き>

本法案のパブリックコメント実施後、我が国は国家発展改革委員会に対して、ハイレベルを含め数次にわたり WTO 協定違反の可能性が疑われる懸念点を指摘して改善を要求し、産業界もパブリックコメントを提出した。その結果、草案段階では含まれていた、燃油自動車投資プロジェクトの生産拡大に関して、生産台数に占める輸出台数の比率として一定水準以上を求める要件などが削除されて施行された。他方で、上記のとおり、依然として適用次第では WTO 協定に違反する可能性がある要件が含まれているため、今後の運用状況を注視する必要がある。

#### <国際ルール上の問題点>

&lt;図表 I-1-1&gt;WTO 加盟後に改正された主な貿易関連投資措置に関する事項

	改正された法規	改正事項
企業設立、パフォーマンスの要求等	『外商投資パートナー企業登録管理規定』 (2010年3月)	★「外商投資産業指導目録」禁止類の業種、「合弁に限る」、「合作に限る」、「合弁・合作に限る」、「中国側マジョリティ」、「中国側相対的マジョリティ」などが明記される業種、又は外資比率要求のある業種につき、外資パートナー企業の設立を禁止。 ※2014年3月1日に改訂されたが、その内容は、国内企業を含む全ての企業の管理方法が「年度検査」方式から「年度報告」方式への変更に伴うものであり、実質的な変更は無い。
	『外国投資者による国内企業の合併・買収に関する安全審査制度の整備に関する通知』(2011年2月)	★外国投資者による国内企業の合併・買収に関わる安全審査制度を整備する。外国投資者の国内企業の合併・買収について、国家発改委・商務部がイニシアティブを取り、合併・買収の関連業種と分野によって、関連官庁と連携して合併・買収の安全審査を行う。
	『商務部の外国投資者による国内企業の合併・買収安全審査制度の実施に関する規定』(2011年8月)	★商務部が外国投資者による国内企業の合併・買収安全審査制度を実施する際の具体的な手続について規定する。
	『外商投資性企業の関連管理措置をより一層改善することに関する通知』 (2011年12月)	★外商投資性会社の国内ローンが国内再投資に使ってはならない。 ★地元の外貨管理局の審査・許可を得た上で、外商投資性会社の中国での合法的所得が国内投資に直接利用することが可能になる。(従来は所得を登録資本金にしてからはじめて国内投資に使える)
	『外商投資企業苦情処理業務弁法』 (2020年10月)	★中国商務部が、外資企業の権益保護強化及び投資環境の向上を目的に、外資企業による行政への苦情処理について規定。 ★商務部投資促進事務局に全国外商投資企業クレームセンターが設置されたほか、各省市・自治区レベルの担当窓口が公開された(弁法には県レベル以上の政府には苦情対応窓口を設置すると規定あり)。
	『外商投資安全審査弁法』(2021年1月)	★中国国家発展改革委員会・商務部が、外商投資法及び国家安全法に基づき、外資企業が中国に投資する際の安全審査に関する規則を公布。 ★対象範囲は「軍事関係、国家の安全にかかわる重要な農産物、重要なエネルギーと資源、重大な装備製造、重要なインフラ、重要な運輸サービス、重要な文化製品とサービス、重要な情報技術とインターネット製品・サービス、重要な金融サービス、鍵となる技術及びその他の重要な分野」と規定されているが、具体的な範囲は不明。

(注) 2009年以前に改正された主な貿易関連投資措置については2013年版不公正貿易報告書参照。

### (3) 外商投資参入ネガティブリスト

2020年6月23日、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)2020年版(以下、外商投資参入ネガティブリスト2020年版)」を公布した(国家発展改革委員会・商務部令第32号、同年7

月23日施行)。

今回の改訂は、1995年に「目録」が初めて公布されて以来、10回目の改訂にあたる。2019年版には、40項目の制限措置が含まれていたが、「外商投資参入ネガティブリスト2020年版」では33項目に減少した。

「外商投資参入ネガティブリスト 2020 年版」において、制限業種及び禁止業種に指定されているものは以下のとおり。

●外商投資を制限する産業の目録

1. 小麦粉の新品種の選抜育種及び種子生産の中国側の持分は 34%を下回ってはいけない。トウモロコシの新品種の選抜育種及び種子生産は、中国側の持分支配とする。
2. 出版物の印刷は、中国側の持分支配とする。
3. 専用車、新エネルギー車、商用車を除き、自動車完成品製造の中国側の持分割合が 50%を下回らず、同一の外国人投資家は同類（乗用車類、商用車類）の完成車製品を生産する合弁企業を 2 社まで中国国内で設立できる。（2022 年には乗用車を製造する外資持分比率の制限、及び同一の外国投資家は同類の完成車製品を生産する合弁企業を 2 社まで中国国内で設立することができるとの制限を廃止する。）
4. 衛星テレビ放送の地上受信設備及び重要部品の生産
5. 原子力発電所の建設及び経営は、中国側の持分支配とする。
6. 国内水上輸送業者は、中国側の持分支配とする。
7. 公共航空輸送業者は、中国側の持分支配とし、かつ外国人投資家及びその関連会社による投資割合は 25%を超えず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない。汎用航空業者の法定代表者は中国国籍保持者でなければならない。農業、林業、漁業の汎用航空業者は合弁に限り、その他の汎用航空業者は中国側の持分支配とする。
8. 民間飛行場の建設及び経営は、中国側の相対持分支配とする。国外企業は空港管制塔の建設及び運営に関与してはならない。
9. 電気通信業者：中国の WTO 加盟時に開放を承諾した範囲内に限り、付加価値電気通信業務は外資の割合が 50%を超えてはならない（電子商取引、国内マルチ通信、データ保存転送、コールセンターを除く）。基礎電気通信業務は中国側の持分支配とする。
10. 市場調査は合弁に限り、うちラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする。
11. 就学前教育機関、普通後期中等教育機関及び高等教育機関は、中国と外国の提携による運営に

限り、中国側主導（校長または主な事務責任者が中国国籍保有者で、理事会または共同管理委員会の中国側構成員の割合が 1/2 を下回らない）とする。

12. 医療機関は合弁に限る。

●外商投資を禁止する産業の目録

1. 中国固有の、かつ希少な貴重優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連する繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む。）
2. 農作物、種畜・禽、水産種苗の遺伝子組換品種の選抜育種及びその遺伝子組換種子（苗）の生産
3. 中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲
4. レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘、選鉱
5. 漢方薬材における蒸す、煎る、炙る、焼く等の加工処理技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産
6. 葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコ及びその他のタバコ製品の卸売、小売
7. 郵政事業者、郵便物の国内配送業務
8. インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く。）、インターネットによる大衆向け情報発信サービス
9. 中国法律事務所コンサルティング（中国の法律環境の影響に関する情報の提供を除く。）、中国国内法律事務所のパートナーとなることを得ず
10. 社会調査
11. 人体の幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発及び応用
12. 人文社会科学研究機関
13. 大地測量、海洋測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区画境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、中国行政区画地図、省級以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図及び立体地図の作成、ナビゲーション電子地図の作成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、

- 水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査
14. 義務教育機関及び宗教教育機関
  15. 報道機関（通信社を含むがこれに限らない。）
  16. 書籍、新聞、定期刊行物の編集、出版業務
  17. 各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワーク）、ラジオ・テレビのオンデマンド業務及び衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務
  18. ラジオ・テレビ番組制作の経営（輸入業務を含む。）事業者
  19. 映画制作事業者、発行事業者、配給上映事業者
  20. 文化財、芸術品の競売を行う競売業者、文化財、芸術品を扱う商店及び国有文物博物館
  21. 文芸上演団体

## 基準・認証制度

### [個別措置]

#### (1) 中国情報セキュリティ規制

##### <措置の概要>

中国政府は、近年、情報セキュリティ関連の規制を強化するため、様々な法令・規則を整備している。1999年、中国国家暗号管理委員会商用暗号管理弁公室（OSCCA）は、「商用暗号管理条例」を公布した。本条例では、国家の秘密事項に当たらない情報を暗号化する製品や技術（商用暗号製品・技術）の輸入・生産・販売等を行う場合、OSCCA の許可を得ることを義務付けている。

また、2007年には、中国公安部が、「情報セキュリティ等級保護管理弁法」（Multi-Level Protection Scheme: MLPS）を公布した。MLPS は、①通信網・データセンター等のシステム、②金融・鉄道・エネルギー等のシステム、③政府機関の一般システム、④

国家機密に関わるシステムの4分類のシステムにて用いられるITセキュリティ製品を、中国政府公安部がセキュリティレベルによって等級付け（1～5等級）し、3等級以上の場合には中国産をコア要素にすることを義務付けている。

2018年には、中国公安部が「情報セキュリティ等級保護管理弁法」に置き換わるものとして「サイバーセキュリティ等級保護条例」の草案のパブリックコメントを実施。ネットワークをセキュリティレベルによって等級付け（1～5等級）し、3等級以上のネットワークには等級に応じた製品等の使用や、国家暗号管理部門が認可した暗号化技術等の使用等を義務付けている。

更に、中国の国家暗号管理局は、2017年及び2019年に「暗号法」草案のパブリックコメントを実施した。本法は2019年10月に全人代で可決され、2020年1月1日から施行。本法では、暗号を、核心暗号、普通暗号、商用暗号に分類し、それぞれの暗号について、販売・使用の許可や輸出入の許可、検査・認証等を行うことを規定している。

##### <国際ルール上の問題点>

商用暗号管理条例、サイバーセキュリティ等級保護条例、暗号法については、条文中に用いられている用語の定義や審査の具体的要件、対象範囲等について不明確な部分が多い。また、それぞれの規制の関係性も不明確であり、具体的な規格及び適合性評価手続の内容や、運用の仕方によっては、外国産のITセキュリティ製品が中国市場において不利な扱いを受けたり、中国が主張する国家安全保障という目的達成のために必要以上に貿易制限的な規制となったりするおそれがあり、TBT協定第2.1条、第2.2条、第5.1条、第5.2条に違反する可能性がある。

##### <最近の動き>

暗号法については、2017年及び2019年に実施されたパブリックコメントの際に日本政府から意見提出を行った他、2017年6月以降のTBT委員会において、米国、EU等と共に懸念を表明してきたが、2019年10月に可決された暗号法には各国の懸念点は反映されていない。新たな暗号法の下で商用暗号管理条例が策定され、2020年9月にパブリックコメントが行われた。日本政府からは、用語の定義や審査の具

体的要件、規制の対象範囲が依然として不明確である点等に関してコメントを提出すると共に、10月のTBT委員会でも問題を指摘している。また、サイバーセキュリティ等級保護条例については、中国からTBT委員会の場において、引き続きドラフト中であるとの説明がされている。このため、引き続き、これらの情報セキュリティ規制について動向を注視し、TBT委員会等を通じて規制内容の明確化を求めるとともに、不必要に厳格な規制とならないよう是正を促していく。

## (2) 中国サイバーセキュリティ法

\*本法の「サービス貿易」に係る問題については、40頁参照。

### <措置の概要>

2016年11月7日、中国政府がサイバーセキュリティ強化を図る新規定「サイバーセキュリティ法」の成立を発表した。本法は「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」を目的として、ネットワークの構築・運営やサイバーセキュリティの監督等に関する新規制を含むものである。具体的には、(1)ネットワーク基幹製品やサイバーセキュリティ専用製品について、新たに国家規格、業界規格を策定し、これらの製品の販売及び提供時にセキュリティ認証を義務化、(2)クラウドコンピューティング、ビッグデータなどの技術の進歩に伴うネットワークデータの安全のため、①公民の個人情報の保護、②重要情報インフラ（公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府等）の事業者による個人情報及び重要データの中国国内保存（個人情報等のデータの海外持ち出しは安全評価が必要）などを規定している。

### <国際ルール上の問題点>

本法では、ネットワーク基幹製品やサイバーセキュリティ専用製品は、関連の国家規格や業界規格に従い、販売時にはセキュリティ認証を得る必要があると規定されているため、製品に関する強制規格や適合性認証手続が定められるものと考えられるが、本法に基づく規制についてはTBT通報がなされておらず、強制規格案等を事前にWTOに通報し、意見を募集することを義務づけるTBT協定第2.9.2条に違反すると考えられる。

なお、国家規格や業界規格の具体的内容は法に記載されておらず、どのような基準となるか不明であるが、当該規格が国際規格に基づかない場合は、TBT協定第2.4条に違反する可能性がある。また、「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」という目的と、規格や認証など具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT協定第2.2条、第5.1.2条に違反する可能性がある。

### <最近の動き>

サイバーセキュリティ法については、法案段階から、政府や情報通信関係業界からの意見書提出や、二国間協議における懸念表明等を行っていたが、我が国の意見はほぼ反映されないまま、2017年6月に施行された。2017年3月以降のTBT委員会においても、本法に対する懸念表明を行っているところであるが、最近では、サイバーセキュリティ法の関連施行規則として、2020年6月1日に「サイバーセキュリティ審査弁法」が施行されたほか、「データ安全管理弁法」、「個人情報及び重要データの越境安全評価弁法」、「重要インフラ安全保護条例」、「ブロックチェーン情報サービス管理規則」などの草案が公表されている。今後も本法及び関連規則の策定動向を引き続き注視するとともに、中国に対し是正を促していく。

## (3) 化粧品規制

### <措置の概要>

中国化粧品管轄当局（2018年3月から国家薬品监督管理局（NMPA）に改組。）により、2018年12月、化粧品の基本法である「化粧品衛生監督条例」（以下、「衛生監督条例」という）を改正する「化粧品監督管理条例」（以下、「監督管理条例」という。）の草案がTBT通報され、同監督管理条例は2020年6月に公布され、2021年1月1日に施行された。監督管理条例は、化粧品生産販売活動を規範化し、化粧品に対する監督管理を強化し、化粧品の品質及び安全性を保証し、消費者の健康を保障することを目的としている。中国政府は条例の改正に伴い、具体的な詳細を規定する下位法の公布・施行も計画しており、一部は既に施行又はTBT通報されている。監督管理条例や下位法令では、中国の化粧品規制に対して、日本が

TBT 委員会等で繰り返し表明してきた懸念の一部が改善するような提案がされているものの、依然として以下のとおり懸念が存在する。

#### 1) 化粧品新原料規制

「化粧品衛生監督条例」では、化粧品生産業者又は輸入業者は、化粧品新原料の使用時又は初回の輸入前に中国化粧品管轄当局に許可申請を行い、中国化粧品管轄当局の審査を受ける必要があると規定されており、その下位法令である「化粧品行政許可申告受理規定」(2010年4月施行)や、化粧品新原料の申請及び評価に関するガイドラインである「化粧品新原料申請及評価指南」(2011年7月)において、化粧品新原料の定義、遵守事項、申請手続、評価原則等が一定程度明確化されている。しかしながら、これまでの新原料の登録実績は4件であるところ、新原料を含む化粧品の生産及び輸出ができない事態が継続している。

加えて、衛生監督条例における上記ガイドライン第3条(Ⅱ)2(2)によれば、新原料は複合物質であってはならないとされており、単一物質での申請、安全性評価を要求している。植物エキスや発酵液等の中には、実質的に溶媒と新物質に単離困難な原料があることや、また、仮に単離したとしても、その工程中に化学的変化が起こり、実際に化粧品に配合される原料とは別の物質になる可能性があり、単一物質による評価は安全性の適正評価とはならない懸念がある。

また、衛生監督条例の下での新原料の審査においては、製造工程における手順・反応プロセス・反応条件の詳細等の企業秘密にかかる内容の開示を要求するケースがあるほか、審査終了後、当該情報を中国化粧品管轄当局のウェブサイト上に掲載した事例がある。中国化粧品管轄当局は2014年1月に、2014年4月以降の新規原料許可の運用規定変更に関するパブリックコメントの募集を行っており、新原料の許可を企業毎の許可と規定し、4年間は製造方法等の企業秘密を告示しない等の考え方を示すと共に、2月にTBT通報がなされている。これにより情報開示及び情報公開の改善が行われ、新原料許可が加速化される可能性があるものの、詳細については不明な部分も多い。

これらに対し、監督管理条例においては、化粧品新原料について、リスクに応じて登録と届出という分類管理がされることが提案されており、審査速度について、一定の改善の兆しが見られる。

しかしながら、監督管理条例では、複合成分による安全性評価が認められるか否かについて何ら規定されておらず、また、新原料に関する情報については、「原料の関連情報を一般社会に公開する」としており、関連情報の範囲によっては、企業の機密事項が公開対象となるおそれがある。また、中国は、2020年11月に、関連する下位法令である「化粧品新原料登録届出資料規範」案についてTBT通報している。同資料規範案においては、提出資料に、原料の使用制限や品質規格等の企業秘密を含み得る項目が含まれていること、化粧品新原料の毒性学試験項目については、「化粧品安全技术規範」に定められた試験方法に従って実施することが求められており、国際的に認められた代替試験法による実施は制限されている。このような問題の改善を求めため、日本政府は2021年1月にTBT通報に対するコメントを提出すると共に、同年2月のTBT委員会においても問題提起を行った。

#### 2) 化粧品ラベル規制

2014年11月、衛生監督条例の下で策定された中国化粧品表示規則の意見募集稿が公布され、同年12月に中国化粧品管轄当局よりTBT通報がなされている(同規則については、現時点で未施行)。

同規則においては、「化粧品ラベルを貼付けや、切り取り、修正の方法で修正、補足してはいけない。」とされており、貼付けによるラベルが禁止される可能性があり、印刷によるラベル表示が義務付けられるとすれば、中国向けについては、中国専用のパッケージを最初から製造しなければならないことになる。

また、上記規則では、生産者名、全成分表示、品質保証期限等の記載事項に加えて、生産加工者名をラベルに記載しなければならないとされており、その目的として、違法製品の法的責任を追及しやすくするためと説明されているものの、品質責任を法的に担保する企業の記載のみで足り、実際の生産加工者の記載までを要求する必要性は説明されていない。

加えて、同規則では、効果効能試験の結果を製品に表示した場合、当該試験の詳細が記載されたレポートが、中国化粧品管轄当局が指定したホームページで公示され、監督を受けなければならないとされている。

これらに対して、監督管理条例では、貼り付けによるラベルが認められることが明記されている一方で、新たに「貼付けの中国語ラベルは原包装ラベルと一致しなければならない」との規定が追加されているが、原包装の表示は原産国の法規に適合するように設計されているため、その内容が必ずしも中国の法規に適合しない懸念がある。

また、監督管理条例では、化粧品の品質・安全性を保證すべき者として「生産販売者」「登録者又は届出者」「化粧品生産企業」等が混在しており、製品責任者が統一されておらず、引き続き、ラベルに生産者名の表示が求められている。

更に、監督管理条例では、「効能訴求の科学的根拠の概要を國務院薬品監督管理部門の指定するウェブサイトで公開し、一般社会による監督を受けなければならない」ことが記載されており、効能訴求の根拠となる研究データや効能評価資料は企業における機密事項を含むものであり、「科学的根拠の概要」の内容次第では、企業の機密情報が公開対象となるおそれがある。

加えて、中国は、2020年11月に、監督管理条例の下で策定された中国化粧品ラベル管理弁法案について、TBT 通報している。同ラベル管理弁法案では、貼り付けの中国語ラベルに含まれる、製品安全性・効能効果に関連する記載は、原包装の表示内容と一致することが求められており、また、安全性の責任者である登録・届出人（輸入品の場合は中国域内責任者）に加えて、生産企業の表示も求められている。

また、同ラベル管理弁法案では、全成分表示に関して、配合量1%未満の成分は順不同で記載するのが国際的なプラクティスであるのに対し、同ラベル管理弁法案では、0.1%以下の成分のみが順不同で記載することができること、効能表示について、中国において認定を受けた試験機関による試験によって確認された場合のみ「評価及び検証されている」との表示ができることとなっている。このような問題の改善を求めため、日本政府は2020年10月及び2021年2月のTBT委員会では懸念を表明すると共に、2021年1月にTBT 通報に対するコメントを提出した。

### 3) その他の規制

2019年2月に「化粧品登録・届出検査管理弁法案」がTBT 通報され、2019年9月には「化粧品登録・届出のための試験業務規範」として公布・施行された。当該

業務規範の懸念点は以下のとおりである。

①試験機関は化粧品の申請・届出用の試験を実施する前に検査検定資質認定（CMA）を取得することを義務付けられているが、CMA は中国の試験機関のみが取得可能であるため自社内及び外国の試験機関で実施した試験結果が認められない。

②美白製品の試験方法が不明、かつ美白試験を実施できる試験機関の体制が整っていない。

また、2020年8月には「化粧品登録管理弁法案」案について、2020年11月には関連する「化粧品登録届出資料規範」案についてTBT 通報がされている。同管理弁法においては、営業秘密や公開されていない情報を公開してはならないことが明記されており、日本がこれまで継続して中国に働きかけを行ってきたことが反映されることとなった。一方、化粧品監督管理条例は、化粧品及び新原料について登録・届出された内容を公表すること及び化粧品の効能訴求の科学的根拠について概要をウェブサイトに掲載して社会の監督を受けることを定めており、同条例及び、その他の実施規則についても、同様に、営業秘密や公開されていない情報を公開してはならないことが明記されることを引き続き要請していくことが重要である。加えて、2020年11月にTBT 通報された「化粧品効能訴求評価ガイドライン」案においては、効能効果の根拠の概要に含まれるべき項目として、有効性の評価方法や判定指標など、企業秘密を含み得る項目が挙げられている。更に、上記管理弁法及び資料規範には、安全性、効能訴求に関わらない事項の変更については、速やかに届出をすることを規定する一方、製品名や配合などが変更する場合には、登録・届出を取り消して、改めて申請することが規定されている。

また、2020年11月にTBT 通報がされた「歯磨き管理弁法案」案では、従来化粧品製造許可の対象外であった固形の歯磨き粉についても対象とされることが懸念される。

### <国際ルール上の問題点>

上述のとおり、監督管理条例やその下位法令においては、一部改善の兆しが見られるものの、依然として、その必要性が十分に説明されていない措置や、企業の機密情報の開示が要求されるおそれのある措置等が残っているところ、これらの規制が化粧品の品質及び安全性を保證し、消費者の健康を保

障するといった政策目的に照らして必要以上に貿易制限的である場合には、TBT 協定第 2.2 条及び第 5.1.2 条に違反する疑義がある。

#### <最近の動き>

我が国は、2018 年12 月の「化粧品監督管理条例」に係る TBT 通報、2019 年2 月の「化粧品登録・届出検査管理弁法」に係る TBT 通報、2019 年6 月の「非特殊用途化粧品の備案管理弁法」に係る TBT 通報、2020 年8 月の「化粧品登録管理弁法」及び「化粧品生産経営監督管理弁法」、2020 年9 月の「化粧品安全性評価技術ガイドライン」、2020 年11 月の「化粧品ラベル管理弁法」、「歯磨き管理弁法」、「化粧品登録届出資料規範」、「化粧品新原料登録届出資料規範」及び「化粧品効能訴求評価ガイドライン」に対し、懸念を表すコメントを提出した。また、TBT 委員会においても、TBT 協定整合性上の疑義等について問題提起を行い、必要以上に貿易制限的な措置とならないよう要望してきている。なお、当該委員会においては、米国及び欧州等も同様に懸念を表明している。

本件に関する動向を引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、本規制の改善を求めていく。

## サービス貿易

### [加盟に伴う約束]

WTO 加盟前の中国では、主要なサービス分野における外資企業の参入は厳しく制限されており、例えば、流通業については限られた大都市と経済特別区において小売業の試験的な進出が認められている程度であり、電気通信業については外資企業の参入が禁止されていた。

加盟交渉の結果、中国は、各サービス分野について、外資企業に係る地理的制限や出資比率上限等の規制を、加盟後およそ5 年以内に段階的に緩和、撤廃していく旨の自由化約束を行った。

### [実施状況・問題点]

以下に記すとおり、現在に至るまで加盟約束が完全に履行されていない状況も見受けられ、中国政府には今後更なる対応が求められる。

## [個別措置]

### (1) 流通

2017 年版不公正貿易報告書 44 頁参照

### (2) 建設、建築・エンジニアリング

2016 年版不公正貿易報告書 49-50 頁参照

### (3) 電気通信

#### <措置の概要>

中国では「電信条例」（2000 年9 月公布、2014 年8 月、2016 年2 月改正）により、電気通信サービスが基礎電信業務（公共ネットワークインフラ、公共データ伝送、基本音声通信サービスを提供する業務）と付加価値電信業務（公共ネットワークインフラを利用して電気通信・情報サービスを提供する業務）に分類され、電気通信サービスの提供には「電信業務経営許可証」が必要となる。

外資の電気通信サービス参入については、電信条例に基づき制定された「外商投資電信企業管理規定」（2001 年12 月公布、2008 年9 月、2016 年2 月改正）及び「電信経営許可管理弁法」（2009 年3 月公布）により参入条件が規定されている。

中国はこれまで、経営範囲、出資比率、営業地域、最低資本金等の制限を段階的に緩和している。現在、サービス提供地域の制限は撤廃されているが、出資比率は、基礎電信業務については49 %以下、付加価値電信業務（電子商取引、国内マルチ通信、データの保存・転送、コールセンターを除く）については50 %以下と規定されている。基礎電信業務及び付加価値電信業務の内容は、2015 年12 月に改訂された「電信業務分類目録」に具体的に列挙されている。しかしながら、これらのうち、実際に外資が提供できているサービスは限定的である。一部の外資出資比率規制はこれまでに撤廃されているものもあるが、現地日系企業等からの要望も高いデータセンターやクラウドサービス等の付加価値電信サービスにおいて、依然として外資の参入規制が設けられている。

この点、2010 年5 月、国务院は「民間投資の健全な発展を奨励・指導することに関する若干の意見」を公布し、民間資本が資本参加の形で基礎電気通信の運営市場に参入することを認めている。また、

2012 年 12 月に開催された 2013 年全国工業・情報化  
工作会議では、移動通信の再販業務やアクセス網業務  
の試行への民間参入を推進することを表明している。  
特に、移動通信の再販については、工業・情報化部が  
2013 年 5 月に発出した「移動通信再販業務の試行  
展開に関する通告」により試行的に実施されているが、  
試行申請の要件としては「海外上場会社の場合には外  
資等の株式割合が 10%以下で筆頭株主が中国の投資  
者であるときに限る」とされている。

WTO 加盟時の約束に沿った電気通信事業の基本法た  
る「電信法」は 2021 年 2 月現在、未だ公布・施行は  
されていない。

### <国際ルール上の問題点>

WTO 加盟以前の中国では、電気通信サービス販売を  
厳しく制限し、外資の参入を禁止していたが、加盟時  
に以下のような約束を行い、国内制度上も対応を図っ  
ている。

- ①基本電気通信サービス（公衆の通信インフラ設備  
やデータ通信・音声通信サービス等）のうち、国内・国  
際電話等のサービス：外資出資上限 49%
- ②移動体通信サービス：外資出資上限 49%
- ③情報・データベース検索等の付加価値サービス：  
外資出資上限は 50%

一方で、関連する規制措置の運用に関しては、そ  
の公平な態様での運用を定めた GATS 第 6 条（国内  
規制）の規律に違反している可能性がある。また、中  
国は同時に電気通信に関する参照文書についても約  
束しているところ、「免許条件の公の利用可能性」等  
約束事項への違反がないか、注視する必要がある。

### <最近の動き>

我が国は最低資本金規制の撤廃、外資規制の撤  
廃・緩和等に関して、WTO ドーハ・ラウンド交渉、日  
中経済パートナーシップ協議、中国 TRM 等を通じ、中  
国に対し要望・加盟約束の履行を促してきたが、今  
後も通商交渉においても電気通信サービスの規制状  
況を注視する必要がある。また、外国産ドラマ・ア  
ニメの放送・コンピュータ関連サービスなどの隣接サ  
ービスにも WTO 上の約束に反する形で通信サービ  
スの規制が過度にかかってくることにならないか、注  
意が必要である（※）。

なお、工業・情報化部が 2015 年 6 月 19 日付で公布  
した「オンラインデータ処理と取引処理業務（経営類

電子商取引）の外資持分比率制限の開放に関する通  
告」（工信部通[2015]196 号）により、従来 50%が上  
限とされた外資持分制限が撤廃された。

「電信業務分類目録」は 2003 年の施行以来見直  
しが行われず、飛躍的な発展を遂げた電気通信サー  
ビスの実態をカバーした内容ではなかったが、2013  
年 4 月に改正案に対するパブリックコメントが募集さ  
れ、2015 年 12 月に改訂版が発表された（2016 年 3  
月施行）。なお、当該改訂版「電気通信業務分類目  
録」において、移動通信の再販は基礎電信業務とし  
て明確に分類されており、その商用サービスの開始  
に際しては、外資の出資比率の上限は 49%となるこ  
とが想定される。

2019 年 6 月 30 日、国家発展改革委員会及び商務  
部は、「外商投資参入特別管理措置」（2019 年版ネガ  
ティブリスト）を発表した。付加価値電信分野では、  
国内マルチ通信、データの保存・転送、コールセン  
ターの 3 つの業務項目に対して外資への制限を撤  
廃した。

## （※）外国映画・ドラマ・アニメの放 送・配信に関する規制

### ①外国テレビ番組の量的規制・時間規制

2004 年 10 月から施行されている「外国テレビ番  
組輸入・放送管理規定」により、外国映画・ドラマ  
は、その日に放送するテレビドラマ・映画の 25%を  
超えることができないこと、広電総局の許可を受け  
ずに、海外テレビドラマ・映画はゴールデンタイム  
（午後 7 時～午後 10 時）に放送してはならないと  
されている。

特に、外国アニメについては、2008 年 2 月「テレ  
ビアニメ放送管理の一層の規範化に関する広電総  
局の通知」により、午後 5 時～午後 9 時までの時間  
帯、外国アニメの放送が禁止され、未成年を対象と  
するチャンネルにおいて、全放送時間帯における外  
国アニメと中国国産アニメの放送時間の比率が 3 : 7  
まで制限された。

### ②外国映画及びドラマのネット配信に係る量的規制

2014 年 9 月「インターネット上の外国映画・ドラ  
マ管理の確実な実施のさらなる推進に関する広電  
総局の通知」により、インターネット動画サイトが  
1 年に外国映画・テレビドラマを購入・配信する総  
量は、その前の年に購入・配信した国産映画・テレ

ビドラマの30%を超えてはならないとされた。

### ③外国フォーマット番組の量的規制・時間規制

2016年6月に広電総局が内容を公表した「テレビ放送番組の自主的な革新作業を強力に推進することに関する通知」では、衛星放送の総合チャンネルにおける外国フォーマット番組は、午後7時半～午後10時半までに放送できるのは1年間に2本を超えてはならない等の内容が規定された。その後、2017年8月に広電総局が内容を公表した「衛星テレビ放送の総合チャンネルを文化性のあるマスメディアプラットフォームとするための通知」では、ゴールデンタイムにおいて、外国フォーマット番組は基本的に放送しない等の内容が規定されている。

## (4) 金融

### ①保険

#### <措置の概要>

2006年6月、国務院は、WTO加盟時の約束を果たし、対外開放を進める旨の記載のある「保険業の改革及び発展に関する10の提言」を公表したが、外資系保険会社に対する認可に係る期間が長期化している等、免許・支店（現地法人含む）・商品等の認可に係る行政手続の透明性に課題がある。

2010年5月4日、外資が中国地場保険会社に資本参加することに関し、中国保険監督管理委員会（以下「保监会」という）は『保険会社持分管理弁法』を公布した。それによると、外資株主の出資・資本参加比率が会社登録資本金の25%を満たさない険会社の場合は、以下の条件を満たせば、単一株主（関連側も含む）による20%超の出資が認められることとなった。具体的には、外国金融機関が単一株主として保険会社の15%以上の株式を保有しているか、又は15%未満の株式を保有しているが、保険会社を直接又は間接に支配できる主要株主の場合、継続的な出資能力を持ち、直近3年の会計年度で黒字決算となっていること、純資産が2億元を下回っていないこと、良好な信用を持ち、かつ業界をリードする地位にあることが単一株主の資本参加率上限を外すための条件として示されている。

また、『保険会社持分管理弁法』の第5条（外資出資比率又は持株比率が25%以下の保険会社について、2以上の保険会社が同一機関の支配下にある場合には、

利益の衝突又は競争関係のある同類の保険事業を経営してはならない）にて、いわゆるダブルライセンスを禁止しているが、上述の支配基準について明確な基準が現時点で示されていないという問題がある。

また、再保険業務につき、2009年10月より実施された新しい『保険法』は「国内優先再保険」の関連規定を削除した。これに応じて、2010年5月21日に改正された『再保険業務管理規定』（保监会、2005年）も内容が調整された。これにより、外国保険会社が「国内優先再保険」に規制されなくなり、中国地場保険会社と平等に競争できるようになった。しかしながら、外国保険会社は保监会の認可を得ない限り、その関連会社との再保険取引が禁止されている（第23条）。

#### <国際ルール上の問題点>

自動車保険については、2006年7月1日より正式に自動車交通事故責任強制保険条例が施行され、強制保険と任意保険が分離して運用されるようになり、複数の外資損保会社が任意自動車保険の認可を取得した。しかし、外資損保会社が任意保険を扱う場合には、強制保険を国内保険会社で別途手配しなければならないため、内資保険会社と比較した場合競争上不利であった。

2006年12月には、保监会は外資系保険会社に対し、「外資系保険会社とその関連企業の再保険取引情報開示の強化に関する通達」を発表。2007年1月1日より実施され、外資系保険会社の情報開示が一段と要求されるようになった。外資系保険会社は、中国地場保険会社と同等な待遇を享受していない可能性があり、上記規定は加盟約束違反である可能性がある。外資生保企業が中国に参入する場合、合資企業の設立が義務付けられており、外資の出資比率は50%が上限となっている。なお、支店・現地法人の設立認可に関しては、経済上の需要の考慮や免許発給数制限なしに免許が発給される旨約束しているにもかかわらず、外資系保険会社に対する認可については標準処理期間を大きく超える事例が見られ、実質的に外資系保険会社の参入が制限されている場合、加盟約束に違反している可能性がある。

#### <最近の動き>

これらの措置について、我が国は 2009 年 10 月のサービス貿易理事会（中国 TRM）で制度の詳細や加盟約束との整合性について確認・指摘を行ったが、満足な回答が得られていない。上記のとおり、『保険法』の改正により、外国保険会社が中国の再保険市場で業務を展開する場合に『保険法』の規制がなくなった。さらに、2015 年 10 月 19 日、「中国保険監督管理委員会『保険会社開催保険類機構設立管理弁法』等八部規章改訂に関する決定」（保監会令 2015 年第 3 号）により、「再保険業務管理規定（2015 改訂）」が公布され、旧第 23 条の「外資保険会社は中国保険監督委員会の批准を得ない限り、関連会社との再保険取引をしてはならない」という規定が削除された。

自動車保険に関しては、2011 年 8 月、保監会は「自賠責保険制度の構築推進」と題するプレスリリースを発出し、「外資開放を積極的に研究する」旨述べた。続けて、2012 年 2 月、中国国家副主席と米国大統領の面会時に発表された米中共同ファクトシートにおいて改めて対外開放の方針が示された。そして、2012 年 5 月、自賠責保険制度の対外開放が実現した。日系損保会社については、2014 年 4 月及び同年 5 月に保監会より自賠責保険の取り扱いに必要な 2 段階の認可のうち 1 段階目の経営範囲変更認可を取得し、同年 11 月には一部の日系損保会社が 2 段階目の商品販売認可を取得し、自賠責保険の取り扱いを開始した。更に、2016 年 1 月 13 日、国務院第 119 回常務委員会により「一部行政法規改正に関する決定」（国務院令 666 号）が採択され、2016 年 2 月 6 日に公布された。同決定第 50 条により、これまで自動車交通事故責任強制保険の従事には保険監督管理委員会の承認が必要であったが、今後は保険会社であれば承認を経ずに従事できるように改正された。

2018 年 6 月 29 日、国家発展改革委員会及び商務部は『外商投資准入特別管理措置（2018 年版ネガティブリスト）』を発表した。これにより、生命保険会社等の外資持ち株比率が 51%に緩和され、2021 年に金融分野における全ての外資持ち株比率の制限が撤廃されることとなった。

2019 年 7 月 20 日、国務院金融安定発展委員会は『金融業対外開放 11 条』を発表し、当初定めていた 2021 年を 1 年前倒しするとした。

これに先駆けて 2020 年 1 月 15 日に発表された米中協議の合意文書では、Chapter4 において、金融サ

ービス部門に関して、公正で実効的な、また非差別的な市場アクセスを提供する目的のため、銀行、信用格付、電子決済、金融資産管理、保険、証券・資金管理・先物サービスといった領域で、両国がとるべき具体的な行動が規定されている。これらは、2019 年 7 月 20 日に公表された上記国務院金融安定発展委員会『金融業対外開放 11 条』と概ね整合的ながら、双方の関心事項として、特定の事業者名を含む内容となっている。

2020 年 6 月 23 日、国家発展改革委員会及び商務部は『外商投資准入特別管理措置（2020 年版ネガティブリスト）』を発表した。これにより、生命保険会社等を含む金融分野における全ての外資持ち株比率の制限が撤廃されることとなった（実際には、同年 4 月 1 日より撤廃済み）。

## ②銀行

### <措置の概要>

人民元業務に関して、2006 年 12 月より「外資系銀行管理条例」及び「外資系銀行管理条例実施細則」が施行されるとともに、「外資系金融機関管理条例」（2001 年公布）は廃止され、外資系銀行に対する人民元業務は開放された。

もともと、外資系銀行が中国の個人向けに全面的に人民元業務を行うにあたっては、現地法人化することが実質的な条件となっているほか、外国銀行支店の中国国内個人向けの人民元業務については 1 口当たり 100 万元以上の定期預金に限られている。なお、外国銀行の支店から現地法人に変わると中国の銀行と立場が同じになるが、その結果、「1 つの企業向けの融資は銀行の資本残高の 10%以下」などの規制が新たに課されることになる。

また、中国当局は不動産や株式への投機的資金（ホット・マネー）の流入を防ぐために外貨流入に制限をかける外債枠規制を設けており、総量規制としての一定の効果はあるが、企業の資金調達に支障が生じる場合には、中国経済の健全な発展に影響を及ぼす懸念がある。

### <国際ルール上の問題点>

中国は WTO 加盟後 5 年以内に、外資出資比率、業務、法人形態等を制限する既存の信用秩序維持以外の措置は撤廃するとしており、外資系銀行に課される業務展開の条件等は加盟約束に違反してい

る可能性がある。

### <最近の動き>

2010年9月、米国は、中国が人民元建てのカード決済を中国国内の業者に独占させ、外国のカード会社の参入を認めていない状況が、WTO加盟約束に反するとして、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を行った。その後、協議によって解決に至らず、2011年2月に紛争解決パネルが設置されたが、2012年7月にWTO紛争解決委員会は、人民元建てカード決済の中国国内業者の独占については立証なしとしつつも、中国国内業者に有利となるロゴ表示義務や端末設置義務等は、外国のカード会社を不当に差別し、WTO協定に違反しているとの判断を下した。2014年10月、国務院は外国カード会社にも人民元決済及び決済会社の中国国内での設立申請を認めるという規制緩和策を取り、外資企業に市場を開放した。

中国政府が2013年9月に開設した「中国（上海）自由貿易試験区」では、種々の分野で規制緩和が試行的に行われており、金融の分野でも2014年に入り、区内企業によるクロスボーダー人民元取引が用途等制限のもとで解禁されるなど、一連の金融自由化政策が導入された。（2月18日、人民銀行上海本部「20号通達」及び2月20日「22号通達」、その他、2月21日、上海自由貿易試験区管委「26号弁法」（商業ファクタリング関連）、2月28日、外管局上海市分局「26号通達」（グループ企業間の国際的な外貨資金の集中決済・ネットワーキング・プーリング解禁）など。）こうした「中国（上海）自由貿易試験区」における規制緩和の他地域への展開の動きもあり、上記「26号通達」で認められた外貨資本金の元転の緩和措置が7月4日の国家外貨管理局「36号通達」で国内16地域に、12月21日の国務院「65号通達」により、全国に展開されることとなった。

2014年12月20日に「国務院の『外資銀行管理条例』改訂に関する決定」（2014年12月20日公布、2015年1月1日施行、中華人民共和国国務院令第657号）が公布され、外資銀行の参入と人民元業務の条件緩和が打ち出された。また、2015年4月8日、上海、広東、天津、福建四つの自由貿易試験区に適用される「国務院弁公庁自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）印刷発効の通知」が公布された。

2015年12月23日付で「中国人民銀行・国家外貨管理局公告[2015]40号」が公布され、2016年1月4日より、中国外貨取引センター（CFETS）の取引システム運行の終了時間が16:30から23:30（北京時間）に延長されるとともに、外国銀行も中国外貨取引センターに申請し外為市場会員となることで、インターバンク市場での人民元為替取引を行えることとなった。

2018年5月9日、日中首脳会談において、日中双方は、人民元クリアリング銀行の設置、円-元の通貨スワップ協定の締結のための作業を早期に完了させること、また、中国が日系金融機関への債券業務ライセンスを早期に付与するとともに、日本の証券会社等の中国市場参入に関する認可申請を効率的に審査することに合意した。

2018年6月29日、国家発展改革委員会及び商務部は『外商投資准入特別管理措置（2018年版ネガティブリスト）』を発表した。これにより、銀行への外資持ち株比率の制限（外資1社当たり20%、外資合計で25%以内）が撤廃された。

## ③証券

### <措置の概要>

WTO加盟に際し、中国政府が約束した証券業の対外開放は、①合弁形態による証券投資ファンド管理会社の設立において外資出資比率は加盟時には33%まで、加盟後3年以内に49%までの出資を認める、②加盟後3年以内に合弁形態の証券会社の設立は認めるが、外資の出資比率は3分の1を超えない。合弁証券会社はA株の引受販売業務を行うことができるが、A株の流通市場への参入は認められない。また、中国側合弁相手は証券会社である必要があり、合弁証券会社は親会社と同じ業務ができない（いわゆる「競合禁止ルール」）といった規制がある。なお、外資出資比率については、2012年10月公布の「『外資が出資する証券会社の設立規則』を改正することについての決定」で49%に引き上げられた。

### <最近の動き>

クロスボーダー人民元取引規制の緩和策として、2002年には適格国外機関投資家（Qualified Foreign Institutional Investors: QFII）が外貨で人民元を調達し中国国内で証券投資を行える制度が導入されていたが、中国証券監督管理委員会（以

下「証監会」という)は2012年4月に投資額の総計を800億ドルまで拡大、更に2013年7月には1,500億ドルへの引き上げを表明した。

2016年2月には「適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定」(国家外貨管理局公告2016年第1号)が公布され、適格国外機関投資家(QFII)による国内証券投資枠取得について、資産規模や管理証券資産規模に基づき算出される基礎限度額(上限50億ドル)以下の申請が届出管理に変更された。また、投資元本の対外送金が禁止される資金固定期間を3か月短縮する緩和措置も行われた。

一方、オフショア人民元資金による中国国内の証券投資制度として、2011年12月に人民元建て適格外国機関投資家(RQFII)が導入され、2012年11月に投資枠が2,700億元に拡大された。当初は香港の金融機関が対象であったが、その後、2013年には英国(ロンドン)向け800億元、シンガポール向け500億元、2014年にはフランス向け800億元、韓国向け800億元、ドイツ向け800億元、カタール向け300億元、オーストラリア向け500億元、カナダ向け500億元、2015年には韓国向け600億元、シンガポール向け300億元と香港以外でも投資枠が拡大された。2016年9月には、「人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の管理に関する問題についての通達」(銀発[2016]第227号)により、QFIIと同様の基礎限度額(上限50億ドル)以内が届出管理とされた。

なお、2014年11月には上海証券取引所と香港取引所間の相互取引が一定範囲(上海への投資における1日の上限は130億元、総額3,000億元、香港への投資における1日の上限は105億元、総額2,500億元)で可能になり、RQFIIによらなくても、外国投資家が香港取引所経由で上海市場での元人民元建て株式の取得が可能となった。

中国人民銀行は2016年2月17日付で、「国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資に関連する事項のさらなる適切な遂行についての公告」(中国人民銀行公告[2016]第3号)を公布した。これにより、国外の銀行、証券会社、など機関投資家は、中国人民銀行への届け出手続き完了後、中国のインターバンク市場で債券取引を行うことが可能となった。

また、中国政府の方針を受けて中国人民銀行と香港金融監督局は株式同様、債券についても相互取引の仕

組みづくりを進めており、2017年7月3日には、先行して海外投資家の香港経由の中国債券へのアクセスが開放された。

その後、2017年11月に中国財政部が証券業における外資緩和政策(外資出資比率上限を51%まで認め、3年後上限を撤廃)を公表した。さらに2018年4月に、中国証券監督管理委員会(CSRC)が『外資参股証券会社設立規則』を改正し、『外商投資証券会社管理弁法』として公表し、詳細な規定が定められた(①外資出資比率は国が認めた上限を超えない;②合弁相手を証券会社に限定する要件は撤廃;③設立時の業務範囲は投資銀行業務に限定しない)。

2018年5月9日、日中首脳会談において、中国が日本に対して2,000億元(約3.4兆円)の人民元適格域外機関投資家(RQFII)枠を付与することに合意した。2019年9月10日、国家外為管理局は適格国外機関投資家(QFII)、人民元適格外国機関投資家(RQFII)の投資上限制度を撤廃すると発表。2018年6月29日、国家発展改革委員会及び商務部は『外商投資准入特別管理措置(2018年版ネガティブリスト)』を発表した。これにより、証券会社等の外資持ち株比率が51%に緩和され、2021年に金融分野における全ての外資持ち株比率の制限が撤廃されることとなった。

2019年7月20日、国務院金融安定発展委員会は『金融業対外開放11条』を発表し、当初定めていた2021年での撤廃を1年前倒しするとした。同年10月11日、中国証券監督管理委員会は、先物会社は2020年1月1日から、基金管理会社は同年4月1日から、証券会社は同年12月1日から撤廃すると公表した。

2020年6月23日、国家発展改革委員会及び商務部は『外商投資准入特別管理措置(2020年版ネガティブリスト)』を発表した。これにより、証券会社、証券投資基金管理会社、先物取引業者を含む金融分野における全ての外資持ち株比率の制限が撤廃されることとなった(実際には、先物取引業者は同年1月1日から、証券会社は同年4月1日から撤廃済み)。

#### ④金融情報

2017年版不正貿易報告書 49頁参照

### (5) 中国サイバーセキュリティ法

\*本法の「基準・認証制度」に係る問題については、32頁参照。

### <措置の概要>

2016年11月7日、中国政府がサイバーセキュリティ強化を図る新規定「サイバーセキュリティ法」の成立を発表した。本法は「サイバー空間の主権及び国家の安全の維持」を目的として、ネットワークの構築・運営やサイバーセキュリティの監督等に関する新規制を含むものである。具体的には、(1)ネットワーク製品等に対し、新たに国家規格、業界規格の策定及び、ネットワーク基幹製品について販売及び提供時のセキュリティ認証を義務化、(2)クラウドコンピューティング、ビッグデータなどの技術の進歩に伴うネットワークデータの安全のため、① 公民の個人情報の保護、②重要情報インフラ（公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府等）の事業者による個人情報及び重要データの中国国内保存（個人情報等のデータの海外持ち出しは安全評価が必要）、などを規定している。

### <国際ルール上の問題点>

「サイバーセキュリティ法」及び関連法令では、個人情報及び重要データの国内保存義務、並びに、それらを越境移転する際の安全評価義務を課している。一般的に、外国のネットワーク運営者は、中国国外で一元的にデータを集約し管理していると推察され、これらの義務により、中国国内への別サーバーの設置、データ移転に伴う安全評価のために追加的な負担が発生するケースが想定される。内外無差別の規定ではあるが、国内でデータを集約・管理している中国事業者に比べ、外国事業者が事実上不利な競争条件に置かれる可能性が高い。

中国は、GATSに基づき、コンピュータ関連サービス、電気通信サービスをはじめ、多くのサービス分野において、自由化又は一部自由化を約束している。これらの分野において、外国事業者が中国の事業者よりも実質的に不利に扱われる場合は、GATS第17条の内国民待遇義務に違反する可能性がある。その他、これら関係法令で規定する国家規格や評価基準等が、客観性、透明性を欠き、サービスの質を確保するために必要以上に大きい負担となる場合、GATS第6条5に規定する国内規制義務に違反する可能性もある。

### <最近の動き>

我が国は、2017年6月1日付けでサイバーセキュリティ法が施行されたことを受けて、同月のサービス貿易理事会において、同法の施行につき懸念を表明。その後、同年10月、2018年、2019年、2020年の全サービス貿易理事会においても、米国と共同で本件を議題登録し、上記の問題点について継続して懸念を表明している。今後も関連法令の策定動向につき引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、外国企業が不利に扱われることのないよう求めていく。

2019年12月9日、第19回経済産業省と中国商務部との次官級定期協議を開催し、ビジネス環境整備に関して、サイバーセキュリティについても議論を行った。

## 知的財産

### [加盟に伴う約束]

中国の知的財産保護制度は、同国の模倣品・海賊版等の不正商品問題の深刻化等を反映して、加盟作業部会において、加盟国側（特に先進諸国）が特に強く改善を求めた分野の1つであった。同部会での交渉の結果、中国は、TRIPS協定上の義務を、開発途上国等に係る経過措置の適用を求めることなく、加盟時点において遵守するとし、具体的に、専利法（特許・実用新案・意匠を含む）、商標法、著作権法等の法制をTRIPS協定に整合させるために改正・整備することを約束した。更に、権利行使に関しても、損害賠償額の適正化、差止制度の整備、行政措置の強化、国境措置の強化、刑事罰の適用要件の緩和、更には一般人に対する教育・啓発等を通じ、TRIPS協定上の義務を履行することを約束している。

### [実施状況]

中国における知的財産の保護に関する最近の動きとして、2020年10月に専利法が改正され、懲罰的賠償制度の導入、法定賠償額の上限の引き上げ、部分意匠制度の導入、意匠権の保護期間の延長等、権利保護を強化している。また、2020年11月に著作権法が改正され、インターネット上の著作権保

護に関する規定の明確化、保護対象の拡大、懲罰的賠償制度の導入、法定賠償額の上限の引き上げ等、専利法と同様に権利保護を強化しており、いずれも2021年6月に施行予定。また、2019年4月には、反不正競争法が改正・施行され、営業秘密の侵害行為の明確化とともに侵害行為に対する法的責任が強化された。そして、2020年9月には、「知財権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用に関する若干問題の解釈(三)」(最高人民法院、最高人民検察院司法解釈)及び「営業秘密侵害刑事事件の立件・訴追基準の修正に関する決定」(最高人民検察院、公安部)が施行され、営業秘密侵害の刑事事件における立件・訴追基準が緩和された。さらに同月に施行された「営業秘密民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」(最高人民法院司法解釈)は、民事事件における営業秘密の客体、構成要件、権利侵害の判断基準や保全措置等を規定しており、司法実務の明確化が図られている。このような一連の取組により、営業秘密の侵害に対する抑止と実効的な救済に繋がることが期待され、今後の運用動向が注目される。

また、反不正競争法と同時に改正された商標法が2019年11月に施行され、悪意による商標出願行為(いわゆる冒認出願行為)の規制強化に加え、商標権の侵害行為に対する懲罰が強化された。2019年1月には、「知的財産権紛争に係る行為保全事件の審査における法律適用の若干問題に関する規定」(最高裁判所司法解釈)が施行され、民事紛争において、権利保全手続の一環である「行為保全」の手続が具体化された。このような一連の立法面での取組により、知的財産権の侵害に対する抑止効果に繋がることが期待され、今後の法律の運用動向が注目される。

加えて、北京、上海、広州への知識産権法院の設立や各中級人民法院への知的財産権案件に関する専門的法院の設置につづき、2019年1月に施行された「専利など知的財産権事件の訴訟手続きの若干問題に関する決定」により、特許等に関わる民事、行政事件の第二審の権限を最高人民法院に集約することが定められ、司法分野においても、一層の判断の統一・専門家による知財保護の強化が期待される。

その他過去の動向については、2017年版不公正貿易報告書51頁参照。

## [問題点]

中国における知的財産制度は、法制の整備という面のみについて見れば、いくつかの点については、さらなる改善が必要又は望ましいと考えられるものの、ほぼTRIPS協定に整合的な内容となったと考えられる。

他方、模倣品・海賊版等の侵害品の流通実態という点では、かねてから問題視されてきたように、中国政府当局の積極的な取組にもかかわらず、最近に至っても中国発の模倣品被害は後を絶たず改善は十分とは言えない。以下に、さらなる是正・改善が望まれる事項を具体的に指摘する。

### (1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

知的財産権の保護には、まずは実体的な規定の整備が必要であるが、この点については、WTO加盟を契機とした、中国の一連の法改正や、2019年の商標法、反不正競争法等の改正、また2020年の米中貿易合意の影響等を踏まえた専利法、著作権法等の改正により改善が図られてきている点は評価できる。しかしながら、TRIPS協定及び国内法により規定されている知的財産権の保護を実効的なものとならしめるために、民事手続・行政手続・刑事手続等を利用した権利行使(エンフォースメント)が、より迅速かつ効率的になされる必要がある。また、巧妙化した模倣品業者、インターネットを隠れ蓑とした模倣品、国境をまたぐ模倣品流通経路への対策など新たな課題への対応も必要である。

なお、2018年度に我が国企業が受けた模倣被害のうち、製造、経由、販売・提供のいずれにおいても中国・香港が最多であったとする調査結果(特許庁「2019年度模倣被害調査報告書」(2020年3月))、及び、我が国税関での知的財産侵害物品の輸入差止件数23,934件における仕出国の構成比においても、中国の比率が全体の8割強(82.8%、19,814件)と引き続き高水準であったという調査結果(財務省「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」(2020年3月))を踏まえると、我が国企業にとって知的財産権侵害国は依然として中国がトップである。

以下に、今後の中国における模倣品対策の主にエンフォースメント面での問題点を指摘する。

#### <国際ルール上の問題点>

## ①不十分な行政上及び民事上の救済と刑事制裁

中国における知的財産権侵害に対しては、行政上の取締り（行政当局による侵害行為の停止、過料の課徴、侵害製品の差し押さえ及び廃棄等）、民事上の救済（裁判所の判決に基づく差し止め、損害賠償、謝罪広告による名誉回復措置等）、刑事上の制裁（懲役、罰金等）が法令により定められている。

### （行政上の取締り）

行政上の取締りについては、中国政府も実施しているものの、その処罰内容については不十分な部分がある。この点に関しては 2017 年版不公正貿易報告書 52 頁参照。

### （民事上の救済）

民事上の救済については、知的財産権の侵害に対し損害賠償の請求が認められており若干の損害賠償金の高額化の流れも見られるものの、勝訴しても必ずしも十分な賠償額が認められず、模倣品業者を根絶やしにするほどの効果はないといった指摘がある。この点に関しては、2017 年版不公正貿易報告書 52-53 頁参照。

こうした指摘を踏まえ、2019 年 11 月に施行された商標法においては、悪意のある商標権侵害について賠償額を最高 5 倍（従来は 3 倍）まで増額しうる旨の規定や、法定賠償額を 500 万元（従来は 300 万元）以下とする規定が見られる。同様に、2020 年 10 月に改正された専利法や同年 11 月に改正された著作権法（ともに 2021 年 6 月施行予定）においても、一定の要件を満たす場合には賠償額を最高 5 倍まで増額しうる規定や法定賠償額上限の 500 万元（従来は専利法が 100 万元、著作権法が 50 万元）への引き上げを定める規定が含まれており、今後の法執行動向等が注目される。

### （刑事上の制裁）

2017 年版不公正貿易報告書 53-54 頁参照。なお、2020 年 12 月に改正案が可決し、2021 年 3 月に施行する刑法において、登録商標の偽造、製造、販売罪（第 213-5 条）の情状が特別に深刻である場合の最大刑期を 7 年から 10 年に拡大するなど厳罰化された。

## ②地方保護主義

2017 年版不公正貿易報告書 54 頁参照。

## （2）冒認出願問題

### ①他人の商標やキャラクターを盗用した出願

#### <措置の概要と懸念点>

我が国地名や地域ブランド、企業の商標、キャラクター等が第三者によって出願、登録されてしまう事例（冒認出願）が多数あることが報告されている。このように、中国における商標の冒認出願問題に苦しむ我が国企業等は後を絶たず、その対策は依然として中国における重要な課題の一つである。

我が国としては、今後も 2019 年 11 月の悪意による商標出願行為の規制強化の改正後の運用及び冒認出願による被害拡大の効果的防止につき注視するとともに、二国間協議や多国間枠組みの場を通じて対処していく必要がある。

#### <最近の動き>

2020 年 10 月 26 日～28 日に開催された日米欧中韓による商標 5 庁 (TM5) 年次会合においては、我が国主導の「悪意の商標プロジェクト」に関し、「悪意の商標出願の制度運用等報告書」の更新版及び各庁が啓発用に作成したマンガを、完成次第 TM5 ウェブサイトにおいて公表することや、今後普及啓発を一層推進していくことが合意された。

### ②外国でなされた発明等の冒認出願・無審査制度の濫用

#### <措置の概要と懸念点>

外国において発明・考案された特許・実用新案や創作された意匠が、中国において、発明者、考案者、創作者以外の者によって出願、登録されてしまう事例（冒認出願）が多数あることが報告されている。中国においては、冒認が拒絶理由及び無効理由とはなっておらず、権利の帰属に関する確認を求めることによる救済のみが可能である（専利法実施細則第 85 条、第 86 条）。権利帰属確認のための行政手続の執行や裁判の期間が長期化すると、発明者、創作者以外の者による出願に基づく模倣被害を阻止することができないといった事態が生ずることから、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（侵害防止のための迅速な救済措置）の趣旨に鑑み、このような模倣被害の拡大を効果的に防止するよう国際知的財産保護フ

オーラム官民合同訪中ミッション及び中国国家知識産権局（CNIPA）との意見交換等を通して改善を促してきた。

また、中国では、実用新案及び意匠について、実体審査制度が採用されておらず、さらに権利行使時に、権利の有効性について審査官が作成する専利権評価報告書の提出が義務づけられていないなど、権利濫用を防止する規定が不十分である点が産業界から強く懸念されている。

### <最近の動き>

2020年10月の改正専利法第20条には、「専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益や他人の合法的な権利を害してはならない」という規定が盛り込まれた。専利権の行使のみならず、専利出願についても信義誠実の原則を遵守しなければならないとするこの規定が、冒認出願を阻止するうえで有効であるかどうかは不透明である。

また、同法には、実用新案及び意匠の実体審査制度や権利行使時の専利権評価報告書の提出義務化について規定されておらず、同法第20条が専利権濫用の防止に実効性があるかどうかも不透明である。

今後は、改正専利法の運用等を注視していくとともに、二国間協議や多国間枠組みの場などを通じて対処していく必要がある。

## (3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

### <措置の概要と懸念点>

中国においては、「技術輸出入管理条例」、「技術輸出入管理条例実施細則」及び「技術輸出入契約登録管理弁法」等により、外国企業と中国国内企業との間で締結する実施許諾契約（いわゆる国際ライセンス契約）等に対して従来規制が行われており、当該規制については、特許権者に実施許諾契約を締結する権利を認めた TRIPS 協定第28条第2項に関して同第3条（内国民待遇）の観点から問題が指摘されていた。

2019年3月18日に、中国は、國務院の決定により、これまで日本、米国及び EU が懸念を表明してきた技術輸出入管理条例（以下、「管理条例」という）等の一部条項を削除したところ、今後は、同法改正後の実際の運用、とりわけ地方政府においても法改正を踏ま

えた適切な運用がなされるか否かについて注視が必要である。以下に、TRIPS 協定との関係で従来指摘されていた問題となり得る点を列挙する。

### 改良技術の帰属（旧管理条例第27条及び第29条第3項）

旧管理条例第27条（2019年3月に削除）は、ライセンス等により供与された技術を改良した技術は、改良を行った当事者に帰属するとしており、加えて、同条例第29条第3項は、技術受入側がライセンス等により供与された技術について改良をなし、又は当該改良された技術を実施することについて、技術供与側がこれを制限することを禁止していた。

一方、国内の技術の譲渡又はライセンス契約については、中国旧契約法第354条（民法典875条）では、契約当事者は、改良した技術成果の分配につき、契約で定めることができるとされており、管理条例にあるような強制的な規定は見当たらない。また、旧契約法第355条（民法典第877条）は、法又は行政法規が、技術の輸出入契約、特許契約又は特許出願契約について別段の定めをするときには、当該別段の定めが適用されると規定する。かかる扱いは技術輸出入に該当するライセンス契約の場合には、特別法である管理条例が優先的に適用される一方、それ以外の通常の国内の技術の譲渡又はライセンス契約には中国旧契約法第354条が適用されることを示している。管理条例の適用対象である技術輸出入においては、外国企業が技術供与側の立場になることが多いと想定されるところ、当事者の約定に関わりなく、改良した技術が改良を行った当事者に帰属すると定める当該条例は、技術供与側となる外国企業にのみ強制的な規定を適用しようとするものであり、内外差別的な措置として TRIPS 協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性が指摘されていた。

### 第三者の権利の侵害に関するライセンサーの義務（旧管理条例第24条）

旧管理条例第24条2項（2019年3月に削除）には、技術輸出入に係る技術受入側がライセンス等により供与された技術を利用した結果として第三者から権利侵害で訴えられた場合、ライセンサーは第三者の権利侵害の主張に対する対応について協力

する義務が定められていた。さらに、旧管理条例第24条3項には、「技術輸入契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定めに従って使用した結果、第三者の合法的権益を侵害する場合、その責任は供与側が負う」と規定されており、例えばライセンサーがライセンスされた技術を契約に従わない用法で利用した結果として第三者の合法的権益を侵害した場合などには、ライセンサーが免責される可能性があるものの、免責されることが明確になるまでは、自己が関与しない事項であっても第三者に対する侵害責任について何らかの対応をしなければならないと考えられていた。

一方、国内企業間の契約の際に適用される中国旧契約法（第353条）では、第三者の権益を侵害した場合の賠償責任について、当事者の契約で別途定めることができることとされている。

したがって、上記のように、管理条例において、当事者の約定に関わりなく、第三者の権益の侵害について、技術供与側が当然に一定の義務及び責任を負うとされることは、内外差別的な措置としてTRIPS協定第3条第1項の内国民待遇義務に整合していない可能性が指摘されていた。

### 技術供与の完全性等の保証（管理条例第25条）

管理条例第25条には、供与する技術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約に定めた技術目標を達成することができることを供与側が保証しなければならないという規定がされており、技術目標の達成のための強制的履行を迫られる可能性があるため技術供与側にとっては実施許諾契約の締結への妨げとなり得る。

このように、外国の技術供与者は、依然として技術供与に慎重にならざるをえない状況にある。今後、管理条例の一層の明確化及び規制緩和を要求するとともに、中国の国内企業間で締結するライセンス契約を含む技術供与契約に対する規制との異同を含めて、国際的な実施許諾契約等を登録管理又は許可する当局の運用についても、引き続き注視していく必要がある。

### <最近の動き>

特許・ノウハウ等のライセンス等への規制に関しては、我が国は、2018年10月には世耕経産大臣が鍾山商務部長に管理条例の内外差別的規定に関し直接懸念を表明したほか、2019年1月に開催された日中

知的財産権ワーキンググループにおいて、当該規制について意見交換を行うなど、様々な二国間・多国間協議等を通じて、中国に対し、管理条例の一層の明確化や制度改正への働き掛けを行っている。なお、米国通商代表部（USTR）による2018年版のスペシャル301条報告書においても、中国は引き続き優先監視国として掲載されており、中国の法令、政策に基づく技術ライセンス規制は、外国企業に対してのみ強制的な義務づけを行うものであるとして懸念が示されている。また、1974年通商法第301条に基づき、2017年8月に中国の技術移転・知的財産権問題に対する調査が開始され、2018年3月に公表された調査報告書において、中国の技術ライセンスに関する規制によって、米国の技術所有者は、技術移転に際して市場ベースの条件で交渉する能力を奪われていることが指摘されている。さらに、2018年11月に公表された上記報告書の改訂版では、中国は政策を改めていないことを指摘し、差別的なライセンス規制に関して、WTOのパネルで争っていくことが説明されている。

管理条例を含む中国の知的財産権保護に関する措置については、2018年3月に米国がWTO協定に基づく協議要請を行い、二国間の協議では問題解決に至らなかったため、2018年11月にWTO紛争処理小委員会（パネル）が設置された。

また、2018年6月にはEUが、管理条例を含む中国の技術移転に関する措置について協議要請を行った。

その後、2019年3月に中国が「技術輸出入管理条例」を改正し、指摘されていた規定の多くを削除したところ、上述のパネル審理については、一時中断の後、2020年6月に停止されている。

また、2020年1月に米国との第一段階の経済・貿易協定に署名した。合意文書には民間企業同士による技術移転が政府の圧力によって行われぬ約束、行政手続やライセンス要求による技術移転の要求や圧力をかけることの禁止、営業秘密侵害行為に対する民事・刑事面での充実化、政府機関による営業秘密や秘密情報の不正開示の禁止等が規定されている。

今後も、本条例の運用状況や改正に向けた動きを注視すると共に、必要な働き掛けを継続していくことが重要である。

## 政府調達

### [加盟に伴う約束]

政府調達協定は、いわゆる複数国間協定であり、本協定への加盟を選択する国だけを拘束するルールである。そのため、加盟国は、先進国を中心とする一部の国にとどまっている。中国は WTO 加盟時に、政府調達協定に将来加盟すること、当面はオブザーバーとして参加すること、政府調達手続について透明性を確保すること、外国から調達する場合は無差別待遇を供与すること等を約束しており<sup>5</sup>、WTO 加盟後、2002 年 2 月に政府調達委員会のオブザーバー資格を得ている。

2007 年 12 月、中国は政府調達協定加盟申請及び附属書 I の初期オファーを提出し<sup>6</sup>、加盟交渉が開始された。しかし、初期オファーについては様々な問題点が指摘され、各国から早期の改訂オファーの提出が要請された。これを受け、中国は、2010 年 7 月に改訂オファー<sup>7</sup>、2011 年 11 月に第 2 次改訂オファー<sup>8</sup>、2012 年 11 月に第 3 次改訂オファー<sup>9</sup>、2013 年 12 月に第 4 次改訂オファー<sup>10</sup>、2014 年 12 月に第 5 次改訂オファー<sup>11</sup>、2019 年 10 月に第 6 次改訂オファー<sup>12</sup>を提出した。習近平国家主席は 2018 年 4 月に中国で開催されたボアオ・アジアフォーラムにおける演説で政府調達協定加盟プロセスを加速化すると言及しており、早期の GPA 加盟が期待される。

### [実施状況]

2003 年 1 月に施行された政府調達法 (Government Procurement Law) については、2020 年 12 月から 2021 年 1 月まで改正案のパブリックコメントが実施された。その他、中国の政府調達に関する法令としては、政府調達法の実施規則 (Implementing

Regulations of the Government Procurement Law) のほか、入札法 (Law of the People's Republic of China on Tendering and Bidding) 及びその実施規則 (Implementation Regulations) などがある。

パブリックコメントが実施された政府調達法改正案は、改正前と同じく国内産品を調達することを求める規定 (“buy-domestic” provision)<sup>13</sup>を含んでおり、中国が政府調達協定に加盟する場合には、政府調達法を含む中国の関連法制が政府調達協定における規律と整合しているかどうかを注視していく必要がある。

なお、2020 年 1 月に施行された外商投資法及びその実施条例においては、外商投資企業が公平な競争を通じて政府調達活動に参加することを保障し、政府調達において外商投資企業が中国域内で生産した製品及び提供するサービスを平等に取り扱うことが規定されている<sup>14</sup>。

<sup>5</sup> Report of the Working Party on the Accession of China (WT/ACC/CHN/49), Protocol on the Accession of the People's Republic of China (WT/L/432)

<sup>6</sup> GPA/ACC/CHN/1

<sup>7</sup> GPA/ACC/CHN/16

<sup>8</sup> GPA/ACC/CHN/30

<sup>9</sup> GPA/ACC/CHN/41

<sup>10</sup> GPA/ACC/CHN/44

<sup>11</sup> GPA/ACC/CHN/45

<sup>12</sup> GPA/ACC/CHN/51

<sup>13</sup> Article 10 of Government Procurement Law of the People's Republic of China (June 29, 2002).

<sup>14</sup> Article 16 of Foreign Investment Law of the People's Republic of China (January 1, 2020).